

平成26年白浜町議会第4回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成26年12月18日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において 9時30分開会した。

1. 開 議 平成26年12月18日 9時31分

1. 閉 議 平成26年12月18日 16時08分

1. 散 会 平成26年12月18日 16時08分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	瀬 見	幸 男	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総 務 課 長	田 井	郁 也	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	中村 貴子	住民保健課長	三 栖 健 次
生活環境課長	坂本 規生	観光課長	古 守 繁 行
建設課長	笠中 康弘	上下水道課長	堀 本 栄 一
国体推進課長	廣畑 康雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺脇 孝男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課副課長	榎本 崇広		

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成26年第4回定例会3日目を開催いたします。

会議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は一般質問5名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催を予定していますので、よろしくお願ひします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

2番、三倉君の一般質問を許可します。

三倉君の質問は、一問一答形式です。

まず、1点目、日置川地域の諸課題・諸問題についての質問を許可します。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、登壇順位に従い登壇し質問を行います。

質問の内容につきましては通告しておりますが、1つ、日置川地域の諸課題と諸問題について。1つ、旧空港跡地の利活用について。以上、大きく2件の質問をさせていただきたいと思えます。

その中で、1つ目の日置川地域の諸課題と諸問題についてであります。この項目の中で5項目ほど通知しております。1つ目は県道日置川大塔線の早期改修。2点目といたしまして、災害対策について。3つ目は有害鳥獣害対策。4つ目に若者広場の代替地。5つ目は半島振興道路の整備。以上2件と、項目といたしまして6つの項目になるわけですが、その中につきまして、日置川地域の諸課題と諸問題の中で、県道日置川大塔線の早期改修というのと、それから、半島振興道路の整備ということにつきまして、質問の内容が重複しているものですから、1つにまとめた中で、通告は2つにしていたのですけれども、そのようにさせていただいてよろしゅうございますか。

○議 長

はい。1点目と5点目は一緒ということで、どうぞ。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

それから、いま1つは、若者広場の代替地という質問なんですけども、この質問につきまして、去年、質問させていただいて通告したんですけども、今度、質問の内容を考えていたときに、一般質問ではなしに、ほかのところで質問させてもらったほうがいいんじゃないかというような自分の結論に至ったものですから、別の機会に、この問題についてまた質問させていただきたいのですけども。

よろしゅうございますか。

○議 長

若者広場については、次回の部分で質問したいということでございます。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

前置きが少し長くなりましたが、1件目の日置川地域の諸課題・諸課題について、その中の、県道日置川大塔線についてお尋ねしたいと思います。

この質問に関しましては、以前から何回となく質問しているところですが、改めて同じ質問をさせていただきます。

この課題と申しますか、事案と申しますか、日置川大塔線につきましては、町村合併時のときの重点課題の1つであると、以前からも申し上げているところではありますが、今回、また改めてそういった課題であるということをお願いしたいと思います。

そんな中で、私が申し上げている県道日置川大塔線については、主として、玉伝から市鹿野のほうへ通じる道路について今まででは申し上げてきたわけではありますが、日置川大塔線

の中で、矢田地区から玉伝の区間は、曲がりくねった線形であったり、また道幅が大変狭い箇所があったり、それから水害時には冠水する箇所も二、三カ所あり、半島振興法に係る道路とは、項目として、今申しましたように別個に通告していたわけでありまして、お許しが出たので、これから一貫して質問します。よろしく願いいたします。

一昨年(平成24年)9月の一般質問で、県道日置川大塔線について質問させていただいたわけでありまして、そのときの町長の答弁は以下のものでありました。

議員から提案いただきました玉伝から市鹿野橋を橋とトンネルで結ぶ半島振興法による県道バイパス計画路線の着手を、県、国に対して改めて訴えていくべきではないかという提案につきましての答弁をさせていただきます。と、お答えいただいた中で、現状の市鹿野につながる道路については、早急な道路改良が、地域住民の皆様に安心して暮らせるまちづくりであると考えております、というように答えていただきました。

その後、平成24年12月の定例会で地籍調査についてという質問をさせていただいた中から、担当課長は、県道大塔日置川線の玉伝口から市鹿野までの危険道路と指定されている道路について、バイパス道路に係る半島振興道路の休止状況を再着手するには、地籍調査事業の完了が最低条件であると。振興局の担当課長は申されたとのことでありました。ここでいう担当課長というのは、建設課長のことを申し上げているものですから、あらかじめご了承ください。

それから、平成25年6月議会で、県道日置川大塔線について、また質問させていただきました。そのときの町長の答弁は、このようでした。

県道日置川大塔線についての質問でございますが、これまでと今後の経過をお話しさせていただきます。玉伝から市鹿野橋の半島振興道路につきましては、延長120メートルの橋梁と2キロメートルのトンネル工事が計画されており、地域住民の悲願であったとお聞きしております。平成25年1月15日、県庁道路局長に、そしてまた、県道日置川大塔線の早期改修につきましては、半島振興道路再開についての要望を行いました。

本年3月1日には、西牟婁建設部長に全線二車線化についての要望書を提出しております。また、4月12日は、県庁道路局長と西牟婁振興局建設部長が来庁され、白浜地域における早急な県道整備のお願いをしたところです。

そこで、この8月に、平成26年度の予算編成に伴う知事査定に向けて、日置川大塔線の早期改良要望を提出いたします。また、9月には和歌山県議会建設委員長に、県道日置川大塔線の二車線化の早期現実について、要望書を提出いたします。白浜町は県道日置川大塔線の位置づけとして生活道路、防災道路、観光道路の三役を担う道路であることから、県に対し、半島振興道路事業再開と日置川大塔線の二車線化について強く要望してまいりますので、今後ともご理解のほどよろしくお願い申し上げますと、町長からこのように答弁をいただいているわけですね。

その後ですけれども、この質問に関連してなんです。建設課長が、このように答弁されています。

番外建設課長。「県道日置川大塔線の早期改修の要望提出のときにも、関連区域の地籍調査をできるだけ早く推進してほしいとのご意見も伺っており、庁内で検討しているところでございます。和歌山県と再三にわたり協議しておりますが、改良要望箇所の地籍調査を早く実施し、県道日置川大塔線の改修を県にお願いすれば、工事の進捗も早くなるのではないかと

お聞きしているところです。」

このように建設課長は、町長の答弁の後、申されたわけですね。この答弁で、建設課長は、県の公共事業では地籍調査の着手と完了していることが、県の公共事業をすることには最優先であって、必須条件であるというようなことを代弁しているように、私はとれるわけでありませぬ。

地籍調査事業の概要の中で、県道日置川大塔線に係る玉伝、市鹿野地区における地籍調査の実実施計画変更について、この質問以降、私の質問以降、町長も、それから建設課長も答弁されて以降ですよ。この質問の以降に、一度もその地籍調査に対する事業の変更に対する説明は受けてないわけですね。今まで再三にわたり、公共事業に係る地籍調査とのかかわりについて説明申し上げてきたつもりでありますし、また、建設課長もそのように理解しているように思う中で、事業計画の変更についても町村の意向を尊重するという県の意向についても、今まで私が申し上げてきているわけですね。この事業変更の意向というのは、県の地籍調査室の意向であります。それと、くどいようですけども、県道日置川大塔線は白浜町、旧日置川町の合併時における重点項目の1つでもあることを申し上げてきているわけですね。

そういう形の中で、日置川地域の区長会の要望もあるわけですね。その要望につきましても、合併時から一貫して、この項目についての要望事項が含まれているわけですね。ここにその要望事項を書いた一覧があるんですけど、その中の重点課題の中で、今申し上げたのがずっとあるということですね。合併時から。そのことは、執行部の方、やっぱり頭の中に刻んでいただきたいと思うわけですね。

町長が私に対してお答えくださった、答弁いただいた平成20年9月の答弁は、これは一体何だったのかと思うわけですね。結局、進めていきたい、進めていきたいという中で、やっぱり県のほうとしたら地籍調査をしなければならないという形の中で、2年たってもなかなか地籍調査に対する着手ができていないということ、私は申し上げたいわけですね。

町長が公約の中で、安心して、安全で住みよいまちづくりを公約の問題として掲げてあるわけですね。そんな中で、何回も申しますけども、県道日置川大塔線の玉伝から市鹿野につけては、土砂崩れがあったり、通行止めであったりということが、再三再四あるわけですね。やっぱりその辺を、公約からしたら何だったのかというようなことを思う次第であります。

それで、くどいようですけども、公共事業着手への地籍調査の実施に向けて、また、実施計画の見直しができないというのであったら、それはどこにあるのかというように思うわけですね。

くどいようですけども、県の公共事業にあつては、建設課長は答弁の中で再三申し上げている。県は地籍調査の完了が公共事業を進めていく上で第一の要因ある、と答えているわけですね。そういうことを申し上げている中で、現在の地籍担当課長は、4月に異動してきたものですから、私の質問に対して初めてかもしれませんけど、町長をはじめ執行部の方は、一昨年からこういう質問をしているものですから、わかっているのではないかなと思うわけですね。特に、前任者の課長につきまして、この当時の私の質問をどのように受けて仕事について携わっていたのか、というようなことについてお尋ねしたいと思います。

すみません。長くなりましたけども。

○議 長

三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

質問がちょっと総括的になっておりますので、町長並びに地籍調査室長、また建設課長の答弁という形でよろしいですか。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

ただいま三倉議員から日置川地域の諸課題という中で、県道日置川大塔線の地籍調査事業についてご質問をいただきました。

この県道日置川大塔線の沿線につきましては、地籍調査が必要だということで、国の指導もございまして、海岸部の早期、まず調査を目指した第6次国土調査10カ年計画を作成し、そして、平成22年度から平成31年度までの事業箇所を選定し、順次調査を実施しております。

現在は、椿地区の庄川地区、そして日置の志原地区を調査中であります。今年度は、同10カ年計画の中間年にあたりまして、見直しの年となっております。町としましても、日置川大塔線沿線の改修は合併時の重要課題であり、先ほど議員からも申されましたように日置川大塔線につきましては、生活道路、防災道路、観光道路としての位置づけもございまして、大変重要な路線だというふうに考えております。

その中で、県のほうと地籍調査の実施につきまして、今、協議をしておるのですけれども、県のほうからも地籍調査の実施を求められております。今回の見直しにおきまして、海岸部と、それから山間部を含めた事業計画に変更すべく、今作業を進めております。詳細につきましては、担当課より説明を申し上げます。

○議長

番外 日置川事務所地籍調査室長 中本君

○番外（日置川事務所地籍調査室長）

議員や日置川区長会等から、日置川大塔線沿線の改修についての要望に対し、県は地籍調査の実施を求めていることは、議事録や日置川区長会要望への回答などから承知してございます。

今年度は、第6次国土調査10カ年計画の見直し年となっており、事務作業がおくれておりますが、現計画にプラスアルファする形で日置川区長会からの統一要望にもございます久木地区の頻繁に土砂崩れによる通行制限になる箇所から事業を開始し、継続して山間部の調査をしていく計画にしたいと考えてございます。

また、地籍調査は、明治時代の字限図がもとになっている法務局備えつけの公図を現在の測量技術を使って正確なものに改める事業であることから、小字単位または、それらが複数集まった地域単位で実施しており、事業着手から約4年かけて地図の修正をしていきます。事業にかかる費用の4分の3を補助金で、また残りの町負担分についても、交付税算入がされることとなります。

事業に係る経費のほとんどを国、県からいただくことになることから、国、県との事業計画についての調整が非常に大切であること。また、来年度については、国から和歌山県に対し、事業予算配分の縮小が言われていると聞いておりますが、要望どおり事業計画が承認されるよう事業ヒアリング等で、県や法務局に対し説明をしているところでございます。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

今、地籍調査の方向性が確定するまで時間がかかると考えます。その中で、私も県のほうにその危険性のある箇所を早く改修し、地籍調査が完了していなくても、公図等が混乱していなければ事業化してほしいという、今要望を行っているところでございます。その回答については、今協議中でありますので返事は来ておりません。

○議長

2番 三倉君（登壇）

○2番

再質問させていただきます。

県道の整備については、日置川大塔線だけではないわけですね。当町におきまして、合併時の協議会の新町まちづくり施策の中で、5という項目がありまして、地域基盤の整備・充実とある項目の中で事業名が掲げられているわけですね。県事業としまして、県道の整備とありまして、括弧して私が申し上げているその日置川大塔線というのがあるわけですね。それに、田辺白浜線、白浜温泉線、岩田保呂線、栄岩崎線とこの5つの県道の整備も、合併時のときの重点課題の1つとして挙げられているわけですね。そういうことが関連しているということをお知りおきたいというようなことではあるわけですね。

以前にも一般質問で申し上げました、このうちの県道田辺白浜線の白浜駅付近ですね。あのあたりは、議会でも全協でも話がされているように、結局、車の渋滞と上富田町界付近の道路幅員の拡幅等の問題については、やっぱり問題とされていると思うんですね。そんな中で、これらは、いずれも地籍調査を必要としているということから工事が進まない、事業化にもならないというように思えるわけであります。

また、そこで、私が質問していることの中で、建設課長の答弁となるわけですが、結局、地籍調査が完了しているかどうかということで、この事業についてもなかなか県としたら、もう予算ということと、予算もさることながら、こういう地籍調査ができていないということでもって、先延ばしされているということの実態ですね。そのことについて、やっぱり見直しされるということ、今答弁いただいたんですけど、こういうのも含めた中で、見直しにかかっているのかどうかということについて、少しお尋ねしたいと思うわけですね。

それと、田辺白浜線の上富田町との町界付近は、道路の拡幅を振興局は予算を上げるともとい。町界付近の道路の拡幅に振興局は予算をつけると申されたということ、これを側聞しているわけですね。しかしながら、上富田町域のほうについては地籍調査が終わっているわけですが、白浜町のほうについては終わっていないという中と、それから、路線につきましては、やっぱり全体に及ぶものですから、この工事についても先送りされるということにお伺いしているわけですね。

だから、そういったことから、何回も申し上げているんですけども、地籍調査の見直しについて、くどいようなんですけども、随所にそういった公共事業のある中で、今の申し上げた田辺白浜線ですね。それらも、地籍調査の中に含まれて、計画の見直しの中で、山間部のほうについても、海岸だけじゃなしに、事業の見直しをするということですので、その辺、含まれているのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長

○番外（日置川事務所地籍調査室長）

10カ年計画の見直しは、町の施策に見合った計画であること、公共事業との兼ね合い、社会情勢を先取りした中長期的計画などを勘案して行います。今回の計画の見直しでは、現計画の海岸部に県道日置川大塔線に加え、県道田辺白浜線、上富田町境を事業追加して、事業の増大を図る計画に変更するよう進めていますが、国県の予算配分が不透明な状況です。

先ほど申し上げましたとおり、複数年にわたる補助事業でございますので、国県との事業計画についての調整が非常に大切になってまいります。要望どおり事業計画が承認されるよう鋭意努力しているところでございます。

○議長

2番 三倉君（登壇）

○2番

今、事業計画の中に、見直していきたいという担当課長の答弁だったんですけど、このことについて努力するというような答弁をいただいたんですね。このことについても、以前、私は質問したわけですよ。それは何だと言ったら、地籍調査に係る質問を前に県にしたと。前にしたときに、地籍調査の県の担当課の方にも、県に行って伺ったわけですね。そのときに、担当者によれば、和歌山県は地籍調査事業に対する事業実績もあり、少しはそういう事案に対して、国も県のことについて少しの無理を聞いてくれるというような話をいただいたわけですね。その話を聞いてから、私は前のときに質問したんですね。

それと、町は難しい、難しいというようにおっしゃるんですけどね。果たしてこういう話の中で、県へ行ってそういう要望をしゃるんかということも思うわけですね。ある程度の予算配分があつて、結局、その中で取り合いになるわけでしょうけども、やっぱり実績があつたらいけると、実績がなかつても意欲というのですか、やっぱりそういう気持ちがあれば予算がとれるというような格好があるわけですね。そういうことを、ここ二、三年の間の事業計画をする中で、できてないのかどうかというようなことを思うわけですね。

今、実際、国土強靱化のある中で、県道日置川大塔線の半島振興に係るそういう場所については、絶好の機会であるというように思ったものですので、二、三年前からそういう質問をしているわけですが、先ほど課長が申されたように、この事業を着手して4年せんと、それが実現できないと。地籍調査が完了しないという実態ですね。

そしたら、今、時とかいうのですか、時勢というのですか。やっぱりタイミングというのがあると思うんですね。私は、そのタイミングに乗るべきものであるというように、特に思うものですから、こういう過疎化している場所についてはね。

だから、前々から言っている話なんですけども、だから、それで4年も5年もおくれてきている話の中で、やっぱりほんまに、これ、できるんかなということを危惧するものですから再三再四申し上げているわけで、やっぱり今申し上げたように、国は和歌山県に対して、地籍について、ある程度の好感を持ってくれているというように聞くものですから、やっぱりそのあたりをもっと突っ込んで、担当課としたら、この計画の見直しについて取り組んでいただきたいなということを願って、この項目についての質問は終わります。

次に、災害対策についてお伺いします。

届け出している項目名を災害対策としているわけではありますが、きょうの質問の内容は、

防災計画における南海、東南海地震と、地震の発生により起こる津波への災害対策というようなことでなしに、私は今回、日置川地域の諸問題ということの中から、日置川河川における水害への防災、災害の対策としての河川の改修等についてお伺いしたいと思います。

防災対策の中で、地震と地震による防災等につきましては、また後日、委員会等にて、詳しく質問したり説明いただけたらと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

近年、今までになかった局地的な雨をもたらすゲリラ豪雨が各地で多く発生しています。発生は、5月から秋の台風シーズンまでのころということですが、日置川地域に住まいするものとして、5月から6月にかけて発生することの多いゲリラ豪雨に始まり、夏から秋にかけての台風シーズンの大雨・豪雨が大変頭を悩ますもので、心配ごとの絶えない日が多く苦慮するものです。ことしは幸いにして雨の日が多かったものの、台風時において、大雨・豪雨もなかったことから日置川河川の氾濫もなく、被害も少なくよかったです。安堵しているところでありましたが、毎年ことしのような状況が続くとは限りません。今までの随分とおくられてきた日置川河川改修事業を、早急に取りかかっていたいただきたいと願うものであります。

河川改修事業は、基本的には下流から進めていくという事業であるということ側聞しているところです。日置川におきましては、昭和36年から始まった日置川河口からの河川改修事業で日置川の現状において、事業開始から53年という歳月を経た中で、護岸工事の終わっている区間というのですか、地区というのですか、は、日置、塩野、大古、安宅地区、それに田野井地区であります。田野井地区の下流に矢田地区が位置するのでありますが、河川敷と民有地との境界等で折り合いがつかなかったと。長年にわたってそういうことがあったものですから、今日まで至っているということになるわけですが、その区間に、何回となく河川の氾濫から日置川域では洪水が発生したわけですね。

特に、平成2年と平成9年の洪水では大変な被害をもたらしました。もちろん、この被害では、田野井地区の田畑は全て冠水したわけですね。大地区、久木、向平、寺山、中島、安居、口ヶ谷の地区においても、もちろん冠水は免れなかったような状況でありました。

特に、今申しました田野井地区では、倉庫や民家、工場も浸水しました。この被害で、住民からは県と関西電力に対して訴訟を行いました。そのときの裁判は、大変長期にわたりました。

そのような背景の中で、ダム操作規定の予備放流による水位が12メートルから10メートルに下がるように改善され、矢田地区の河川改修護岸工事を飛ばして、田野井地区での改修で右岸の護岸工事と、中州側への逆流防止の樋門の設置が決まり、平成18年に田野井樋門が完成し、引き続き右岸の護岸改良が行われてあつて、あともう少しで田野井地区右岸の河川の改良工事を残すという形であろうと思いますが、こういう形を述べさせていただいたのですが、経緯については、これでよろしゅうございますかね。

○議長 長
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

ただいま議員が述べられた経緯で間違いございません。

○議長 長
2番 三倉君（登壇）

○2 番

河川の改修は、先ほども側聞したところから申しましたけども、原則は下流から事業を実施していくということですけども、昨年度、25年に未改修地区であった、その日置川の未改修の中の最下流の地区であった矢田地区において、用地の問題が、関係者と担当者の努力もあって解決できる状況であるという旨を側聞し、また、河川改修等に係る用地についての所有権についても、譲渡をいただいたとの話であったわけです。話をいただいたわけですね。

だから、そういうことからしたら、今年度に河川改修の計画案等が示されるものというように期待していたわけです。大変長かった話ですから。それで、そういうことであったんですけども、今、そういう話が河川改修の計画等の話について出てこないんですね。いつごろ、この河川改修等に対する計画案が実施され、いつごろ着手にかかっていたのかということについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

平成26年3月に河川審議会で諮られ、2級河川、日置川水系河川整備基本方針が決定されております。現在は、河川整備計画策定に取り組んでいただいております、予定としまして、平成29年3月に河川整備計画が完了し、引き続き河川改修工事へと進んでいく予定と聞いております。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今、担当課長から答弁をいただいたんですけども、その計画が完了するのが29年3月ということですね。今26年ですから、6年も半ばすんでいますけど、7年、8年と2カ年について、今の答弁からしたら、まだ何にもされないというような状況になろうかと思うんですね。

先ほど申しましたけども、護岸の工事が完了しているのは、河口から日置と、大古と塩野と安宅、それに矢田を飛び越して田野井ということからしたら、護岸の五十何年もたっていて、改良している部分というのは、5キロほどしかないんですね。そういう問題が終わったのに、なおかつ2年放られると。放られるというか、未着工というのですか。そういうのがないままにいくというようなことで、大変危惧するわけですね。日置川にあっては、日置川河口からダムまでの距離は蛇行しているものですから、38キロほどあるんですね。それで、5キロしかまだできていないと。三十何年たってですね。五十何年になるのかな。そういうことからしたら、今後どれぐらいのスピードで、この仕事をしてもらえるのかということをお伺いしたいと思います。

いま1つは、先般日置川の水利権について、ダムの更新をされたわけですね。そのダムの更新をされた中で、話がちょっと横道にもそれるかわからないんですけども、私たち県民、町民が県有地や水路敷等を占有したりした場合、また町有地を借用した場合、使用料を払わんとあかんということが現実にあるわけですね。そうした場合、日置川の水は関西電力が発電するために使用していることになりますね。そうしたら、関西電力は県に対して、幾らかのお金を支払っているんじゃないかなというように、私は憶測するんですね。お金をね。

だから、そうした場合に、きのう溝口議員と富田川の河川改修というんですか、防災の問題で話があったんですけども、田辺西牟婁では、河川に対しての予算額としたら、1億2,000円から1億4,000万円ほどしかないというような話の中で、富田川の整備なり日置川の整備をしていかなければならないというやりとりがあったと思うんですね。

だから、そういうことからしたら、私が思うのには、日置川に対して、関西電力が水の使用料を払っているということであつたら、そのお金の一部は、日置川の河川改修のためにおくれている中で、早急にしてもらおうという話の中で、やっぱりそういう措置というんですか。そういうことを訴えていくべきではないのかというように思うわけであります。

それでは、その中で、殿山ダムができたのは、昭和32年ではなかったかと思うわけです。そういうところからしたら、使用料というのですか。そういうのについて、昭和32年からですから、少なくともかなりの金額が、県に入っているのではないかと。そしたら、そんな中で予算がないと言ったって、計画がきちっとできたら、早急にぎーっとかかっていってもらえるのじゃないかなというようなことを思うんですけども、その辺について、どのように、それとやっぱり計画までの2年間について、どういう状況であるのかというようなことについてお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

河川改修工事の早期着手完成に向けて取り組んでいただけるよう県に要望活動をしておりますが、どれぐらいの状況規模で工事を進めていただけるかは、日置川河川改修工事の予算の配分によっても違ってまいりますので、現在のところ、どれだけの規模で進めていくかは、ちょっと今のところはわからないところがございます。

次に、占用使用料金につきましては、議員の一般質問の通告の中で調査しましたところ、流水占用料金として関西電力から県に支払われているというところであります。算定式を用いて計算しましたところ、年間約2,400万円ほど支払っていることとなります。このことを踏まえまして、河川工事の早期着手、完成へと進んでいくよう、流水占用料金を河川改修、また河川災害工事に充当していただけないかということも含めまして、今後、県に要望してまいりたいと考えております。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

私は、使用料を関西電力が県に払いやるのではないかというようなことを通告していたものですから、課長が今、金額を教えてくださいんですけど、今、2,400万円とかおっしゃっていましたね。その2,400万円という金額は当初からなのか、それから更新した30年後で、今更新が次の60年ほどたったということになるんですけど、その前の更新時からしても7億2,000万円ぐらいの金になりませんか。2,400万円が30年ですからね。

それと、要は、ダム設置からの30年についてもまた幾ばくしかのお金が、どうせ県に対して入ってきているわけですよ。そうしましたら、その大変な金額、そら、全てということとは厚かましい、ならんでしょうけども、その今言うような使用料を、やっぱり日置川河川

が傷んでいるわけですし、災害が起きているわけですから、そういうことも含めた中で、県のほうに要望していってもらって、工事についても、5年かかるところを3年とか、10年かかるところを5年とか、そういうように短縮して、災害のない手立てとして、当局として取り組んでいただきたいなと思うのであります。

これは、答えは相手のあることですから無理な話ですけど、そういうことを提案しておきたいと思います。

あと、河川改修は原則として下流からということですが、ずっとこられているわけですが、一昨年の日置川の氾濫というのですか、増水で、大地区の左岸、大地区の大橋という橋の左岸で、堤防が決壊しているわけですね。また、宇津木地区においても、宇津木地区の右岸が竹やぶというのですか、それはクヌギの木がある場所なんですけど、100メートル近くにあって、護岸がえぐられているという状況なんです。その状況が、もう2年、3年、そのままであるわけですね。

そういったことも、幾ら改修については、下流からというようにおっしゃっていても、それはそういうことではならんと思うんですね。また、それは災害のときに起こったものですから、災害等でそういうことを災害で拾ってもらって、工事をしていってもらおうということにもならんのかなということにつきまして、再度質問したいなと思うんですけどどうでしょうか。

○議 長
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

大地区の護岸改修は、災害復旧工事としてももう工事が発注されております。平成26年度完成に向けて取り組んでいただいております。また、宇津木地区の護岸改修は、県に要望しておりますが、実施には至っていないのが現状であります。再度状況説明を行い、現地立会いも含め県に強く要望してまいりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議 長
2番 三倉君（登壇）

○2 番

大地区ですか。26年ということで、着工についたらそれはありがたいんですけどね。やっぱり宇津木については、民家が近くにいてないということが原因するのもわかりませんが、災害であるんですから、やっぱりそういうのを、最低、元に戻してもらおうということについて、強く訴えて、建設課長は訴えていってくれているんでしょうけども、そういう対応をお願いしたいなと思います。

では、そんな中で要望ばかりで大変申しわけないんですけど、1ついい話が、以前防災から質問したロヶ谷の河床整備ですね。その河床整備について、3カ年計画であった中で、今年度がもう最後の年になるかと思うんですけども、このことについては順調に進んでいて、それも下流のほうから土砂の採取をするという中で、順調に進んでいっているということについて、やっぱり住民からは感謝の念というのですか、よかったなとか、ありがたいなということをしていただいているものですから、ちょっと報告だけでもさせていただきます。

そういった話の中で、下流から下流からという中で、いま1つの質問が、日置川河川事業中で、本流からの逆流防止で田野井の中楚川の樋門のことなんです。樋門の設置で、本流の

水位が上がり、樋門を閉めた後に、背後地の雨量が大変多くなって、そして、そのことによって、田野井平野が冠水するということについて、やっぱり冠水ということは、せつかくいいのをつくってくれても、そういう問題が出てきたと。初めからわかっていることなんですけれども。

そんな中で、その対策について、当局も苦慮しているのでしょうか、その辺どうかということについて、お伺いしたいわけです。

農作物への被害、それから被害による生産性の悪さ、また、生産意欲が冠水等によって損なわれていくということですね。それでなくても、やっぱり放棄農地が多いというような状況の中で、ものによっては、費用対効果というようなことも申されるわけですからね。地域で疲弊していく中で、農作物に対するつくらんならんというその意欲、そういうことを考えた中では、ぜひ冠水することについての対策について考えていただきたいと。早急にそういう手立てを打っていただきたいと思うのですが、この件については、どのようにお考えでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

昨日の溝口議員の答弁と重複しますが、よろしく申し上げます。

近年想定できないゲリラ豪雨や台風の長雨により、田野井地区は内水等によって、家屋の床下・床上浸水の被災に遭われ、住民の皆様が大変苦勞されているのが現状であります。その対策としまして、ポンプによる排水が必要であると考えております。

現在、台風時には、高速道路工事関係者によるポンプ設置で浸水対策の協力をいただいておりますが、これも来年、高速道路業者も工事が完了し不在となることも考えられます。

今後の対策としまして、町がどう対応していくか。庁内会議を幾度か開催し検討しております。県のポンプ車の活用や、町がポンプと発動発電機を購入し地元建設業者に作業を委託する方法など、検討しているところでございます。資機材購入にあたり、国県交付金等を詮索しながら町の方向性が決まり次第、議員の皆様にご報告させていただきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今、対応していくということですけど、この件について、一昨年、災害時というのですか、本流の水かさが上がったとき、今、建設課長から話がありましたように、業者がポンプアップしてくれているという現状を、私は見せていただいたんですけど、そのときには、やっぱりそれをしたおかげで、床上浸水が床下でとまったというような状況もあったわけですね。それが、去年だったか、おとしあったというときには、本流からの水の量が大変多く、やっぱりそういうのにするのに怖いという感じで、その後やめてしまったんですね。そのおかげで、そのときには、やっぱり民家は床上までつかったということがあつたわけですね。

だから、そういうことからしたら、やっぱり未然にポンプアップによって防げるということが実証されているもんですから、だから、やっぱり早急にそのあたりについても、ただ規模的には問題があると思うんですけども、その点についても十二分に検討して、早急に対応

に取り組んでいただきたいと思いますというわけです。

それに併用するんですけど、その近くにある県道が低いわけです。県道の地盤が低いものですから、日置川が増水したときに、樋門からは入らないんですけども、県道を越えて、結局、田野井平野へ濁流の濁った水が入ってつかるといことも多いわけです。その水の勢いが強いものですから、冠水するのが、ほんの10センチ、20センチぐらいであったって、もう水の入ってくる量は、みるみる間に田野井平野を泥水で埋めてしまうというようなこともあるわけですね。その辺についても、地区の人をはじめみんなにそういうことを言われている話の中で、だから、県道をかき上げするのは難しいかもわからないんですけども、そこらあたりについても、防災の面から対応を考えていただきたいと思いますというふうに思うんですけど、その辺については、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この田野井地区の冠水につきましては、私も現場、現状を見まして、普段の集中豪雨ですとか、近年特に発生しているゲリラ豪雨については、なかなかもうこれは対応しきれないということもありまして、従来からいろいろと協議をしましてまいりました。その結果、田野井の長湫の県道かさ上げ工事につきましては、地元区の要望と合わせて県に強く要望してまいりました。その結果、平成27年度、来年度ですね。平成27年度の早い時期に工事を発注していただけるということになっております。県の早い対応に感謝を申し上げたいと思っております。

○議 長

2番 三倉君(登壇)

○2 番

それは、かさ上げというのは、全体に上げるような工事になりますか。それとも、冠水してくるところの護岸を応急的というのですか、それでもつと私は思うんです。それは、どのような形になりますか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外(建設課長)

今、川が超えてきている部分まで高さを測りまして、それに合うように、その区間だけ、まず工事すると聞いております。

○議 長

2番 三倉君(登壇)

○2 番

今、いい話を聞いたので大変ありがたいし、私もそういったことについて地区住民の方に報告したいと思っておりますし、それにつきましては前々からあった話の中で、今こうしていただいたものから大変ありがたいと思っております。日置川は、平生は大変いい川ですけども、ひとたび大雨が来たら大変厳しいところがあるものから、今後ともそういうことについて進めていただきたいと思います。

これで、2つ目の災害対策ですか、防災についての質問を終わりたいと思っております。

続きまして、3つ目の有害鳥獣害対策についてお伺いします。

鳥獣害の被害は、当町だけの問題でなく和歌山県はもとより全国的に被害の及んでいる問題であります。農家の方々にとっては、大変深刻な問題であり、生活は無論、生産意欲への影響も大きく及ぼしているのではないかということは、当局をはじめ皆様方も周知のことと存じます。

今までの農家の方々は自然との闘いであったのですが、今では自然との闘いというよりも、日々毎日が鳥やイノシシ、シカ、サルとの闘いがあります。国・県・町がそれぞれ対策へのメニューをつくり、補助制度を設け、防護ネットの設置やスチールフェンスの設置、それに有害鳥獣の捕獲に対しての補助と、当局も対応に追われていることは周知のところではありますが、鳥獣との対応なものですから、いたちごっこの状況であろうというようにも感じるわけがあります。

ただ、補助制度の中で補助額がもう少しよかったら、グレードの高い防御フェンスであったり、またスチールフェンスであったりということを感じるわけがあります。そういったことは、農家や集落にとって自己負担だけでは対応できない中でのことでもありますので、大変厳しい農業経営の中でもありますから、もう少し補助率、補助額について対応はならないものかというような格好を感じるわけがあります。

十二分にしてくれているように感じるところもあるんですけども、そういったことを農業されている方から聞くものですから、1つそういったことについても申し上げたいと思うわけがあります。

それと、少しきめ細かな対応について検討いただけないものかと、大変しているような話にはうかがえるんですけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

農作物を鳥獣害から守るための施設、電気柵、防護ネット等への設置の補助金につきましては、国庫補助事業の鳥獣害防止総合支援事業及び県補助事業の農作物鳥獣害防止総合対策事業、並びに町単独事業の3つの有害防護策設置事業があります。まず、国庫補助事業、県費補助事業を活用するほうが、地元負担が少なくなることから、国県の補助事業で防護柵等の設置を進めていきたいと考えております。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今、質問の答弁で、結局防護柵を進めていくということです。それは、それでそうなんですけど、いま1つ補助率、補助額のアップについて、検討していただけたらというように思うものですから、その検討の余地はあるんじゃないかと思うので、だから、それにつきましては、それぐらいにして、守るほうの話としての中で、捕獲については、ここ二、三年、シカによる被害がものすごく多いということを知っていますね。そんな中で、シシ、シカを捕獲しているハンターというのですか、そういう組合というのですか、そういう猟銃会の方というのが、大変高齢化してきているものですから、だから、なかなか進まないというようなことであったり、それと、側聞するところによると、地域的に何かの問題があるというよう

なことも聞いたりするものですから、そういったことについての対応については、今後、どのようにお考えなのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

狩猟免許を持っておる方々が高齢化し、減少しているのが現状であります。狩猟免許の新規取得をふやすため、現在、県の補助事業を活用して、免許取得者をふやすべく取り組んでおります。今後も、鳥獣害対策の一環として取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今、県の補助事業があるということをお聞きしたわけですが、それについて、あるということですから、今もう現に行われているということなるのでしょうか、それについての推移というのですか、年齢的なものとか、取得されているのについて、手を挙げてくれたような人という現状についてはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

新規取得者については、今のところあくまで希望なので、状況はちょっとつかんではおりません。ただ、若い人が狩猟免許を取得されるように、手立てはありますということはPRしていきたいと思います。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今、若い人ということですから、その辺のPRも必要ではないかというようなことも思います。ハンターの方を多くしていくというので、そういう補助事業があるということ、PRしていく必要があるんじゃないかなと思ったりする。

それで、この件についての再質問に入ります。続いてあります。

それで、鳥獣害被害の対策であまり問題視されていないと思うのが、放棄農地についてなんです。放棄農地についても、ある程度、放棄農地を少なくしたら被害も少なくなるのではないかと考えるわけですね。放棄農地というのは、結局、シカやシシはもとより、ウサギ、タヌキ、イタチ等の小動物についても、絶好のすみかであるのではないかと思うわけでありまして。こういったことについて、少し何かの記事で読んだのかな。私もそう思うものですから、提案申し上げたいと思うわけでありまして。

集落の近い農地にあっては、特に、このことについて策を講じるべきではないのかというように思う中で、私が1つ思うのには、放棄農地ですね。牛やヤギとか、そういうような大型の草食動物の放牧というのですか、放し飼いというのですかね。そういうような方法をとってみてはどうかというのが1つあるわけですね。

ただ、そうした場合に、結局、大型動物ですから、畦や、それから畦畔ですね。それとか、地形の違うようなことについては、崩れていたりとか、崩れていくというのは、絶対出て

くる話なので、だから、そういうことについての問題があるわけですね。そうしたら、同じことというよりも、先ほどの質問に戻るんですけども、地籍調査みたいなのをせんことには、境界がわからんようになるというような格好も出てくるというような話というのが、問題の1つでもあろうかと思うんですけども、ただ、ここにはあるんですけど、ちょっと見にくいかわからんですけど、これ、玉伝の地区の放棄農地なんです。こんなずっとそのままにするのは、通るたびに、ものすごいもったいないな、もったいないなと思うんです。利用するのにしたらね。ただ、ここも地籍調査ができていないものですから、利活用するにしたら、やっぱり何かの問題が出てくるんじゃないかなと。今、言うような境界の問題なり何なりが。そういうことで、やっぱり地籍も必要やし、そういうことじゃないかなということを提案申し上げるわけですけど。

いま1つは、鳥獣害が多いので、施設農業をしたらどうかなと思ったりするんです。施設農業というのは、水田ではあまり当てはまらないんですけども、やっぱりハウスをつくって、そうすることによって、サルまでは絶対防御できると思うんですね。僕が思う話なんですけど、それも山間部ですから土地が狭いもんですから、やっぱり1筆だけじゃなしに、ほかの人の土地も借りなければならぬというような問題が出てくるかと思うんですけどね。だから、そうした場合に、そこでまた借地の問題なり、境界の問題なり、ならして1つにするというもんですから、地籍というような格好も出てくるんですけども、いずれにしても、そういった問題の中で進めていくには必要ではないかなと思うわけです。

そういうような格好の施設農業をした場合に、別に以前はわりと景気もよかったことと、進めていく上で、お金も出せたんでしょけども、今は宅地造成して売っていくというのですか、事業化していきたい中でも、結局お金が要るということすら需要と供給のバランスもあってできないわけですね。

というのは、私の仕事が土地家屋調査士という仕事で、登記と測量の仕事をしているんですけども、そのしている中で、今申し上げたように、事業をしていく上では必ず測量をするということですね。測量をして計画を立ててということですから、そうした場合に、境界がわからなかったら、境界のことについても、やっぱり立会いをお願いせんならんと。そうした場合に、一反、1,000平米ぐらいの土地を、そういうような話をした場合に、設計抜きにして、六、七十万のお金が必要なわけですね。こういう耕作農地というのは、結局、反当たり幾らかいうたら、二、三十万で済むような話で、そんな話の中で、今言うような金が必要というたら、とてもじゃないけど、今の農家の方が、そういう格好の計画に入っていないと思うわけですね。

そういうことを考えた場合に、やっぱり国の施策である地籍調査なり、そういうことの中で話に乗って行って、施設農業をするのであったら、施設農業をするような形の補助メニューをつくってやっていったら、少しは活性化と、それから、鳥獣害対策にお金は要るわけですけども、なるんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

今、ご提言いただきました放牧についてですけども、1つの方策であると思いますが、さまざまな問題や課題があることから、農家の地域の方々の活動に補助がされる多面的機能、

交付金事業という国庫補助事業があります。この事業は、耕作放棄地で管理ができないことで、借り手がないなど、農地の草刈りや水路の泥上げなどの活動ができることから、この事業を活用し、耕作放棄地の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

もう1点、議員ご提案の施設農業につきましては、所有者の意向もあることからなかなか難しい面もございます。農地の貸し借りにつきましては、公益財団法人和歌山県農業公社が、本年度から実施しております農地中間管理事業、この農地中間管理事業につきましては、規模の縮小や離農しようとする農家の農地を和歌山県農業公社が借り受け、農業経営の規模を拡大したい農家や、今後農業を始めたい新規就農業者に対し貸し付けることによって、担い手への農地の集積を進めていくという事業でございます。耕作放棄地解消につながるのではないかと考えておるところです。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

鳥獣害から少しそれてきたんですけどね。この場所もやっぱりつかるんです。ちょっとダムの水の放流が多かったら。だから、やっぱりこういう格好になるということも考えられるわけです。

そうしましたら、今おっしゃったように、結局、農地銀行にして、そういうような格好にしても、水害ということがあるもんですから、そしたら、放牧するような形のほうがいいんじゃないかなと思ったりするもんですから、そういう格好を申し上げたわけでありまして。

それと、今の放棄農地というのは、生産性の悪い、小さい便利の悪い、車が入らないというような非効率的なところが多いもんですから、だから、そういうのは補助整備して1つにしていかなければというような問題も出てこようかと思うわけですね。

そういったことも補助制度のある中で、地籍調査を含めた中でそういうような方法をとって、今後の国土の荒涼化にならんような、地域がもうちょっとよみがえるような政策を、頭を絞っていただけたらなと思うことを願って、この質問については終わります。

○議 長

それでは、1番目の日置川地域の諸課題・諸問題についての質問は終わりました。

次に、2点目の旧空港跡地の利活用についての質問を許可します。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

次に、大きな項目2点目の旧空港跡地の利活用についてお伺いしたいと思います。

旧空港跡地の利活用については、今まで何人もの方々が提案してきているところなんです。バラ園構想がありました。ご承知の方も多いことと思います。民間企業からの提案で、この話の是非の論議中に、町の政局が変わり、議員間の中でも反対者の方が多かったことから、この構想はなくなりました。

ソーラー発電についての話もありましたが、雇用関係的によくないというようなことや企業間との話の中で少し話がかみ合わなかったのか、この話も盛り上がることなく立ち消えとなったように思います。

町長は就任後に、活性化協議会なるものと立ち上げ、諮問機関を設けて、旧空港跡地をも含む活性化の事案を諮問したということでもありますけども、幾つかの提案事由でいただいて

いるようでありますけども、その中には、企業の誘致のようなものがあり、企業の誘致というようにもなったら、やっぱり企業間との話で誘致に答えてくれるか、くれないかというような諸問題もあって、いまだまだ町長から、こういったような提案はいただいていない状況であります。

私も、一般質問の中で、防災、それから人口というのですか、人の誘致と言うたらいいのですか。そういったこと、また、当地方に防衛省の施設がないことから、自衛隊の基地についてというようなことを提案したわけでありますけども、町長からは体よく断られたように思います。

機会を見て、この質問の再質問をしたいなと思ったところではありますが、機会を逃したなというに思うわけです。と申しますのは、先般10月19日、県が平成26年度の和歌山県津波災害対策実践訓練及び平成26年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練が実施されました。これは私が申すまでもなく、皆さんご承知のことと思うわけです。

こういうようなことがあってから、こういうような関連した施設を誘致したらどうかなというようなことを思ったものですから、私は今の機会を、自衛隊の基地の誘致ということについての機を逸したなというようなことを思うわけであります。

先般行われた10月19日の実施訓練では、実施場所は県庁南別館に県災害対策本部を置き、広域防災拠点には白浜空港と旧白浜空港跡地が使用されました。ほかに学校や津波被害で確実に被害が起りそうな地域も含まれていましたが、参加機関が118機関で、参加者数は約6,400人、住民の参加者も含めた中の数字ですけども、住民からの参加者は3,150人ほどということで、和歌山県警本部や県内の消防本部、陸上、海上、航空自衛隊、さらには在日米軍まで参加した訓練でありました。在日米軍の参加ということで、飛行機とヘリコプターの兼用のオスプレイ2機も白浜空港に降り立ちました。

私は、この大々的な防災対応実施訓練で思ったのですが、県は白浜空港及び旧空港跡地について、災害に対する防災の拠点として、大変重要な場所としての位置づけをした中での実践訓練ではなかったのかということ強く感じたわけであります。そういうような拠点だということにも聞いておるわけですけど、その当時は知らなかったものですから、そういうことを思ったということであります。

そこで、このような背景を見たとき、いまだこういう施設を誘致する機会ととらえて、旧空港跡地全体を災害支援基地構想というなるものを起こして、県、国に対して誘致を働きかけていってはどうかと思うわけであります。もちろん基地内には、防災支援基地というような形になるものですから、基地内には、被災地に出かけてボランティア活動をしたい方、またしてみたい方という人が、聞くところによると、被災地に行ったときに、大変足手まといになるというようなことを聞くわけですね。あまり予備知識がないからね。そういったことについてを学習する、最低限のマナーを教えたりするような場所、それとか、そういうような設備を設けるようなところ、それから、機器、器具、機材等を置けるような場所等を設けてはどうかというように思うわけですね。

それは、一応、大きな構想になるものですから、町内だけのものではなく、県下の及ぼすような災害時の応急支援物資も必要になるような構想をもって、そういった物資を保管するような場所であるとかいうことをしていってはどうかというように思うわけです。

それには、やっぱり大きなものですから、町でするというのではなしに、国や県、それか

ら今あります国土強靱化のような補助メニューを探し出して、そのようなことをしてはどうかというように考えるわけであります。

平成24年に総務委員会の行政調査で行ったときのことを思い出したわけです。議長も一緒にさせてもらったと思うんですけども。そのとき、行政調査でテニスの会場を視察に白子へ行って、それから財政の調査で埼玉の朝霞へ行って、そのときに行ったのが、東京のそなエリア東京というところだったように思うわけです。そのそなエリア東京というところでは、防災体験学習施設というような形で、1階に体験ゾーン、2階には防災学習ゾーンというのがあります。もちろん防災グッズ等も売ったり、そういうのをしていましたね。公園化していたものですから、軽い食事ができるような場所であったり、野外でバイキングをするような格好のものを置いたりというようなこともあったんですけども、そういったことも含めた中で、このような施設を誘致してはどうかということであります。

この話について、県はまだそんなことを持ってないようなんです。拠点としてはあるものかもしれません。だから、それが県のほうではないんですけども、自民党の県会議員の先生の中で、何人かがこういうことを取り組んだというようなことで、防災訓練が以前からあったかどうか知りませんが、そういうことがあるということ側聞しているものから、そういった情報も含めた中で、旧空港跡地についての誘致等を考えてみてはどうかと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

三倉議員より旧空港跡地の利活用についてのご質問をいただきました。

議員からもありましたが、旧空港跡地の利用に関しましては、過去にバラ園構想やメガソーラ発電といったようなお話もございましたが、実現化に至らなかったという経緯がございます。

また、平成24年11月に設置をいたしました白浜町活性化協議会の場では、旧空港跡地の利活用を1つのテーマとして、どのようなことが考えられるのか議論をお願いしてまいりました。

その中では、今後は、この旧空港跡地につきましては、数少ないまとまった公有地であり、白浜町活性化の切り札となる土地であるが、地震・津波という自然災害を想定すると、平成23年の台風12号時のような救援基地としての位置づけも検討する必要があると。また、雇用を創出できるような商業施設の建設と運営、あるいはプロダクトの要素を持つ施設と運営、みんなが集えるような空間の創造といった複合的なスマートシティになり得る可能性があるということで、具体的な案として、産業観光施設の誘致はどうかというふうなご提案をいただいております。

また、平成25年12月の昨年の和歌山県議会におきましては、知事からは旧南紀白浜空港跡地について、地元白浜町と連携を図りながら、紀南地域の発展につながるような企業や施設の誘致に、積極的に取り組んでいく所存であるとの答弁がございました。

ただ、同じ議会において、南海トラフの地震を想定した場合、現在のところさらに多くのヘリコプターが南紀白浜空港及び旧南紀白浜空港跡地の全域を利用して活動することが想定されており、その中で、少しでも多くのスペースを確保する必要があるとの和歌山県の答弁

もあり、また、県の防災の部署からは、危機管理室ですけれども、危機管理の部署からは大規模災害に備え、航空機、ヘリコプターの活動に支障を来さないよう旧空港の全域を使いたいとの考えを持っているとの話も伺っております。

このようなことから、現在のところ、旧南紀白浜空港跡地における防災関係施設の整備等の具体的な計画はございません。今後は、防災の取り組みに関しましては、和歌山県との共同に努めていきたいと考えているところでございます。

現在、この旧南紀白浜空港の跡地は、各種団体のイベントや夏場の臨時駐車場など、年間を通じて暫定的に利用しております。用地の約6割を所有する和歌山県と連携を密にして、白浜町はもとより紀南地域全体の発展、及び活性化につながる利活用を、白浜町の構想として取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

いずれにしましても、この旧空港跡地の利活用につきましては、今回のこのテーマにつきましては、今後の白浜町の発展、そしてまた活性化につながる非常に大きな起爆剤になるかと思っておりますので、今、幾つかの案をいただいているのも、現状はございますけれども、その中で、具体的にこれから皆様方にご相談とご意見を求めながら、積極的に利活用について検討してまいりたいというふうに考えてございます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今、当局としたら、防災基地ということをおっしゃっていますけれども、防災基地ということは今のままでほとんどするというので、そのときだけしか利活用できないような状況だと思のです。それは、知事はそうかもわかりませんが、60%あるということだけで、やっぱりある程度のものをつくって、そういうことの気構えとかそういうことの認識をさせるのも防災の必需でなかろうかと思うわけですね。

町長が旧空港ということをおっしゃっているんですけど、今の空港そのものが、利用しているというのは民間航空も利用しているんですけど、定期便としたら1日3便しかないわけですね。やっぱりそういうことからすれば、使えるスペースというのは、羽田やとか、新空港みたいなのではなしに、時間的スペースというたら、かなりあると思うんです。

そういうことからしたら、旧空港跡地をもうちょっと使えるというようなことからすれば、知事の構想の中でもあるんでしょうけども、そうじゃなしに、やっぱり平時使えるものと、そういうものにしていかんと今の知事の構想ばかり待っていたら、何もせんと、そのままが一番よいようにとれるわけですね。町長はどうとっているかわかりませんが、我々はそうとるわけです。

そしたら、知事が言われる防災に使う話の中で、それプラス、日ごろの気構えなりそういうものを置くという、また、そういう施設を全体的に公園化にする。公園化にするということは、スペースも置くということですからね。そういったことも考える必要はあるんじゃないかなと。

いま1つは、旧空港跡地については、知事が思われているのは大規模災害のときと言われるのは、空港が今の新空港に近いということと、標高では津波なんかでは絶対浸水しないと

ということでしょうね。それと、近く起こり得るであろう南海・東南海地震についての位置関係としたら、前に私が自衛隊の基地云々と申したんですけども、災害に起こるほぼ中央にあるから、一番利活用できる位置でもあるというようなことですね。

そういうようなことからしたら、もちろん災害が起こるそういう場所にも近いというような、災害についたら、ものすごく大きな利点を持っている空港ではないかと思うわけですね。空港跡地もそれに引っついていて。そういうことからすれば、やっぱり今申し上げたようなことについては、知事の話も話なんですけど、基地として日ごろ使え、雇用にもなり、憩いの場にもなりというようなことの構想というのは最適違うのかなと思うんですけども、そういうことも踏まえる中で、私は提案ですから、採用するのは当局になるんでしょうけども、そういうことも踏まえた中で。それと、くどいようなんですけど、町がする施設とすれば、やっぱり自前で金を出さんならんでしょけども、国土強靱化の中で、県なり国なりのそういう補助事業を使ったら、そういう施設というのは最小の負担金で済むんじゃないかと。知恵はこっちが出してね。と思ったりするもんですから。そういうことを含めた中で、利活用についていかなものかということ提案申し上げまして、私の質問を終わります。

○議 長

答弁いいですね。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

答弁いただけたら、せっかく質問したんですから、答弁いただくのがやっぱり当たり前だと思いますけど。

番外 町長 井潤君

○番外（町 長）

この旧空港跡地は、やはり県が3分の2、町が3分の1ということで、非常に公有地の中で県との連携といいますか、県といかに話し合いをして協議をして、どういったものを白浜としては考えているんだということを、まずはいろいろとお話をする中で、県の考え方、意向も聞いた中で進めていくものだと、私は思っております。

その中で、広域防災拠点としての位置づけは、これはもう避けられませんので、その部分と、できれば、有事と平時の併用といいますか、そういう災害時には使えるような防災としての機能を果たせるようなエリアでありますので、そここのところも考えた上で、それプラスあとできたら雇用とかそういったものが生まれるような、そういう経済的な効果が生まれるようなエリアでもあると思いますので、そこにもやはり思いを。できるだけ有用な活用といいますか、これは、私は皆さんのご意見も聞きながらですけども、大いに、今やりたいというふうな思いもございますので、また具体的な事業のことにつきまして、進展していけば皆様にご相談しながら発表していきたいと、ご報告していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

2番 三倉君（登壇）

○2 番

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって、三倉君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 56 分 再開 11 時 01 分)

○議 長

再開します。

13番、玉置君の一般質問を許可します。

玉置君の質問は一問一答形式です。

まず、まちづくり施策、観光施策についての質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

よろしくお願ひします。大変寒い1日で、ここ2日、ものすごく寒くて萎縮せんように質問せんなんと、あんまり関係ないんですが、よろしくお願ひ申し上げます。

ちょっと前もって、言いたいことを先に言うときます。私、妻といろいろと話をする中で、いろいろと説明するんです。そうすると、妻が言うんですが、あなたの話はわかりにくい。わかりやすいことをわかりにくく言うのが得意やなど。自分の理解力のなさの私のせいにする。池上さんのように、難しいことをわかりやすく言ってほしいというふうに言われまして、よくよく考えてみると、そういう部分もあって、言いたいことが先にある、そこへたどりつくまでに、あれも言うとかなあかん、これも言うとかなあかん、あれも言うとかなあかん、と寄り道をしていると、どうも話がたってくるというようなことを言われまして、それじゃ今回は、まず先に、自分はこう言いたいために質問をするんだということだけ少し聞いていただいて、後は質問に入りたいと思いますが。

先日、青年会議所という会のOBの先輩からお電話をいただきまして、議会だよりを見たぞと。昔は、紅顔の美青年やったのになど。どういう意味かなという、今になったらものすごく老けているというふうに言いたいのかなと思ったんですが、確かに、もう30年以上前ですから、大変老けてまいりました。61のわりには苦労が多いのか、どうも老けたように思っております。が、しかし、気持ちはあんまり変わっていません。当時の青年会議所に綱領というのがあるんですが、少し紹介しますと、「私たちJCは、社会的・国家的な責任を自覚して、青年としての英知と勇氣と情熱を持って、明るい豊かな社会を築こう」と、こういう綱領でございます。英知はあるかどうかわかりませんが、勇氣と情熱を持って明るい豊かな社会を築く。

これは、町会議員の役割として、1人でも多くの方が喜んでいただける施策を提言する。それを日々考えて提言する。町会議員はそこまでいいんですが、町長の場合は、それを実行して、将来の未来の明るい豊かな社会のためにリードしていくという役割があると思います。

日々、いろんなチャレンジを恐れずに、変革を恐れずに、自分の思った信念で、よりよいあしたを築くためにはこうするんだという信念のもとに施策を実行しなくてはいけないという難題が、町長には課されています。私たち議員は、言い放しという部分でいいところもあるんですが、そういう中で、白浜の明日をつくっていく。どうしたらいいだろうかというのを、ともに考えて行動、そのために私は質問をさせていただきます。

まず、観光施策についてです。ちょっと飛躍のようなことを言ってもお許しくださいね。

町長、あなたが、白浜創生を掲げて町長に当選されて2年半がたちました。その間、海水浴客の減少、中堅ホテルの閉鎖、やめられたところも含めて2軒。また、耐震化において非常に投資を迫られている大手のホテルであったり、宿泊客が減少するという難問が山積しております。

その中で、今まだ町長が掲げられた白浜創生ということについての決意は変わらないか。まず、その辺から少しお聞きしたいと思いますが。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井瀬君（登壇）

○番 外（町 長）

玉置議員から、まちづくり、特に観光施策につきまして、これまでの私の決意といたしますか、信念に変わりはないかというふうなご質問でございます。

私が町長に就任させていただきましたのは、平成24年5月でございました。あれから、もう2年半があつという間に過ぎ去りましたが、この間、さまざまな課題と向き合ってきました。成果の出たもの、あるいは出なかったものさまざまでございます。

私の観光に対する思いといたしますのは、世界に誇れる観光リゾート白浜町のこれは構築であると。実現であるというふうに申し上げてまいりました。その中で、オンリーワンの観光地ということも目指すということも、公約の中に掲げております。まだまだ道なかばではございますけれども、いずれにしても、全身全霊で取り組まなければいけないと、この大きいテーマといたしますか、ビジョンでございます。

その中で、白浜町の将来、これをやはり発展を目指すためにも、白浜創生、そしてまた、この公約の中に掲げております世界に誇れる観光リゾート白浜の実現に向けて皆様方とともに、町民とともに一緒に汗をかいてまいりたいというふうに思っております。この基本方針に、信念に変わりはありません。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

白浜では、いろいろなイベントが開催されて、一定の集客を見込まれているんですが、それ以上の効果というのがだんだん薄れてきている。ことしはJRのデスティネーションキャンペーンもありまして、前回の議会でもそれに期待する旨の町長発言がございました。しかしながら、どうもいろいろとまちなかの状況を聞いてみますと、あまり思ったほどの効果がないなど。そういう声を多々聞きます。9月、10月、その方はお菓子の製造卸なんですが、よく倒産が出なかったなというぐらい暇だったと、忘年会のときにそうおっしゃってございました。思った以上に悪かったんだなというふうに思っています。

イベントというのは、どこの町もいろんなイベントをして集客を図っているので、競合するわけですね。なぜかという、やはりオンリーワンでないイベント。イベント、皆、観光客を呼び込んでB級グルメであるとか、いろんなイベントをしながらお客さんを呼び込む。それはもう、来てもらうことはまちの活性化になるということは、もう皆よくわかっているから、皆そうするわけですね。

そんな中で、違いを出して、オンリーワンというのは、ここにしかないという違いですか

ら、そういった中で、どんなような施策を考えてられるのか。町長、今、お考えのこうしたい、ああしたいということがあれば、ぜひお聞きしたいなと思うんです。

私は、勝手に自分で想像したり、白浜温泉にどうしたら客が来るやろうなということを毎日考えているんです。本当に、自分も仕事をやっっている。観光の関係をやっていましたから。ことしの年末で駅前明光バスの売店が閉まるというようなことも聞きました。いろんなことで、非日常を売るんだから、よそにない湯崎湾、白良浜を網で、あそこに貝を2万、3万匹放流してやるとか、いろんないろんなことを考えるんですが、町長、何かそういった具体的なこうしたいんだという、いろいろな規制があってできる、できんは別として、そういうことをお持ちでしょうか。お考えでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

この和歌山デスティネーションキャンペーンにつきまして、今、議員からも申されたとおり、それほど大きな効果があったのかというふうなことは、よくご意見として伺います。紀伊山地の霊場と参詣道が世界文化遺産に登録されてから10周年ということで、これを機会として行われましたけれども、期間中の来客数といいますか、来先客を見ますと、やはり例年に比べますと若干ふえてはおるんですけれども、それが即効性といいますか、起爆剤になるほどの特効薬ではなかったのかなとは思っております。

しかしながら、今後、このデスティネーションキャンペーンが果たした役割といいますか、これからじわじわ効いてくるのではないかなと、私は思っております。それは、どういうことかと言いますと、やはり全国のJR各社が、和歌山県を全国に発信してくれたと、PRしてくれたということが非常に大きな要素やと思います。和歌山の知名度が確実に浸透してきているのではないかなというふうに思いますし、大きな効果が出たのではないかなと思っております。

これから、年末年始にかけては、お客様もまたふえてきていただければ一番ありがたいと思っておりますし、来年の春には、高野山開創1200年祭というのもございますので、それに向けて持続した効果が期待できるというふうにも思っております。

それからあと、どのようなオンリーワンというか、白浜町がオンリーワンの観光地としてこれからいけるのかということでございますけれども、やはり、先ほどから申し上げましたように、オンリーワンの観光地というのは、各観光地の中にもさまざまな取り組みがあるんですけれども、白浜町でもオンリーワンというのは、もうたくさん、私はあると思っております。それは、例えば、5頭のパンダであったり、あるいはこの地の風光明媚なところであったり、もちろん観光名所だけではございません。それ以外にも、特産品とか特産の産物、いろいろございますので、そういったものを目に見えないところから、目に見えるところに発信をしていくといいますか。これは国内外を問わず、やはりこれは白浜町の独自性というものを、もっとオリジナリティを出していかなければいけないなというふうに思っております。これは、各施設とか、あるいは観光協会をはじめとする経済3団体も取り組んでいただいておりますので、それ以上にやはり町としてもできるだけ協力をしながら、もっともっと情報発信をしていきたいというふうに思っております。

これは、昨日も答えましたような中で、日本ジオパークの南紀熊野ジオパークも1つだと

思っておりますし、世界遺産も我々はここの大辺路がやはり唯一の観光の中でのオンリーワンだというふうに思っておりますし、それを挙げればたくさんございます。それをやはり大きな力となるような発進力というのが問われているのではないかと思います。

来年に向けましては、例えば、また後ほどご質問があればご案内しますが、白浜町の活性化の中で、よく言われるのが、湯崎から白良浜、それから臨海における地域を、どういうふうに点を線に結びつけていくかというふうなこともございまして、その辺を白良浜周辺や湯崎地区を中心としたそれぞれの地区の特性を創意工夫することによりまして、男女を問わず、若者からシニア世代まで老若男女が来ていただけるような観光地になるのではないかなということで、今、新たな計画を考えております。

それにつきましても、また、白浜温泉街の活性化推進計画ということで今、仮称ですけども考えてございまして、また皆様方にもお示しをしたいというふうに思っております。

いずれにしましても、白浜町のオンリーワンというのは、まだ皆様方にも、これぐらいあるのではないかなというふうなこともあると思いますけれども、もっともっと大きな発進力として、示していく必要があるのではないかなというふうに私は思っております。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

情報発信するということで、新たな魅力を発信するというふうに、そういうふうなお答だったと思うんですけども、では新たに白浜の魅力を創造していくと、そういうことではなしに、今ある魅力を発信していくと、こういうふうなでよろしいんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

現在持っている既存のものを、もっともっと、そこにスポットライトを当てて、それを見せると、発信していくというのも大きな要素の1つだと思います。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

非常に残念。残念という言い方はおかしいんですが、現在行き詰まっている中で、決して観光客がふえているとは言えない中で、従来のことを、今までも、随分発信してまいりました。確かに、パンダもオンリーワンでありますし、いろいろな、円月島にしても、奇形なあんな珍しいところはめったにないので、ただ、それによる観光というものが、観光というものが変化している中で、今までの情報を発信して、それで集客を図るといのは、ちょっと効果が薄いのではないかなというふうに、私は思うんです。

白浜は非日常というものを売り物にして、今、県議さんですが、立谷さんが町長時代に、いろいろ企業を誘致するのに、300社ほど電話かけたけどほとんど対応してくれななんだと。それは、普通の一般企業は、やはり東海道の幹線沿いに工場があったり、そのほうが有利ですから、こういうところに工場を、わざわざ幹線から南に2時間ほど来んならんようなところに工場を誘致しても的外れという、もともと非日常というのを売り物にした白浜が、そんな日常的な工場なんていうのは、誘致を考えるほうが間違っているなと僕は思ったんです

が、それは当然のことでありまして、非日常を売る。普通考えたらおかしいなというようなことさえも、発信していくということが必要なのではないかなというふうに、私は常々思っています。

今、町長のお考えですと、もう古いものの情報発信、この前の活性化協議会の答申も、私、目を通させていただきましたけれども、残念ながら道を、高速でつまんように一方通行にするとか、看板を大きくするとか、そういった、せんよりしたほうがええかなという程度のもので、もう1つ、あまり共感をせなんだんですけど、もっと変化というのですか、そういったものをもっと白浜の5年後、10年後の、いやもっと20年後の先々のために、今、いろんな冒険というんですか。そういう中で、いろいろお考えをしていただきたいな。そして、また行動を起こしていきたいなと思うんです。

今、白浜も2軒、旅館が閉めて、保養所とかの閉鎖があつて、それが再開するとこのほうが少ないんですよね。一旦閉鎖して再開するところもあるんですが、それが減っていつている。宿泊のキャパがものすごく減っていつているんです。宿泊のキャパが減ると、宿泊人数が減るのは当然の話で、そこに宿泊をやめてしまう、新たに宿泊施設を建てないというのは、白浜に宿泊客を呼ぶのが困難であるという、1つの証かなというふうに、私は思っているんです。

その中で、従来の発信だけで、これは事済む問題ではないなと。20年後に、今の分岐点に立った井潤町長を歴史として振り返って、20年前に井潤町長があつたな、あの分岐点のときに、検証されたときに、その検証に耐えうるだけの行動を、私は起こしていただきたい。

それを、具体的に申し上げますと、これが具体的かどうかわからないのですが。今、県知事の仁坂さんも二階先生もIRのことで、それについて賛同しておる。その中で、今、ありがたいことに解散があつて、このIR法が審議未了で審議されんままに、今、廃案になっておる状況ですが、だから日延べされたわけですけど、そういったところの検証、これは賛否両論あると思うんですよ。しかし、その賛否両論あるけれども、白浜はそれさえも検討しなければいけない、今、分岐点ではないかと思っているんです。

このままの状態ですと20年後の白浜が、こういう白浜温泉の灯が消えていると違うかなという、ものすごく危機感があるんです。これは、もう12年前からずっと言うてきたことですけれども。その中で、どんな選択肢であつても、仮に危険があるか、危険がないかわかりませんけれども、そこは検証して強いリーダーシップで豊かな20年後を築くんだというところで考えていただきたいなと。それが悪い側面もある事業であつたとしても、じゃ、やめたらええ。検証した上で危険が多い、悪い部分が多ければ、もうその事業は取りやめたらいいと思いますが、今、現状で変える手立てがないのであれば、そういう選択肢もやはり庁内で検討して、前へ進む。

今、町長に課せられたことは、明るい豊かな社会を次世代につなぐための今の分岐点でどうするかという具体的なことをせなあかんと違うかなと、私はそういうふうに思うんですが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

先ほどの観光政策につきまして、ちょっと補足説明をさせていただきますけれども、まず、

私は多くの観光客、お客様に白浜を訪れていただくためには、やはりリピーターのお客様の誘致はもちろんのことですけれども、やはり新たな観光ニーズを的確に把握した上で、そしてまた、新たな観光客誘致に向けたしかけづくりといえますか、そういう工夫というのをこれは、白浜として当然発信することが大事だというふうに思っております。

白浜というのは、もちろん知名度はありますけれども、まだまだパンダの存在にしても、関東以北ではなかなか知られておりませんので、このあたりの発信力というのがまだ弱いというふうにも思っております。

先ほどのデスティネーションキャンペーンの効果には、まだまだどうかというのはありますけれども、今後、やはり発信力というのは、私は問われていくんではないかなと思っております。観光地の発信力、情報の伝達、そして、また国内外への発信力というのは、これから問われていくんではないかなと思っております。

その中で、ことしの5月に開催をしました南紀白浜トライアスロン大会、この競技の成功といえますか、これも非常に新たな客層の開拓ができたというふうに、私は思っております。また、海外からの誘致、お客様、インバウンドにつきましては、経済3団体との共催によりまして、6月に初めて台湾で町の独自のキャンペーンを行わせていただきました。これも非常に効果があったんではないかなというふうに思っております。また、本議会においても、補正予算をお願いしてございますように、無線LAN、いわゆるWi-Fiの整備ですね。これも外国人向けを中心に進めております。

今後のプランとしましては、やはり、私は白浜町活性化協議会にもお願いをしておりましたこの提案の中身、答申の中身をもう一度、再度分析をして、できるところからやっぱりやっていかなければいけないなというふうに思っております。これらを基軸にして、より具体的な方向性というのを出していきたいというふうに思っております。

それから、あとは、先ほどちょっと申し上げたんですけども、白浜町がもう一度原点に立って、これからどういうふうなまちづくりを、どういうふうな観光ビジョンを設定するんだということ言えば、先ほど申し上げたんですけども、観光ビジョン、具体的な施策等を組み込んだ観光ビジョンを策定する必要があるというふうに思っております。

これは、やはり白良浜その周辺を対象とする地域、そしてまた、その他の地域ということで、広域的な地域で構成をして、白浜温泉周辺の活性化を柱にして検討を進めてまいりたいと思っております。もちろん広域としての旧空港跡地の利活用、あるいは高速道路の南進に伴う交通網への変化、こういったことも含めて、具体的な施策等を組み込んだ観光ビジョンを、これを早急に策定して、来年度の予算編成に向けて、今、庁内で検討しているところでございます。この観光ビジョンに基づいた活性化策に取り組むことで、白浜町の活性化が図られるのではないかなというふうにも思っております。

それから、今、ご質問のいただきました、いわゆるIRのことでもございますけれども、国会に提出されておりましたカジノを含む統合型リゾートの整備。これは、いわゆるIR推進法案というふうに言っておりますけれども、この推進法案は今回の皆さんご存じのように衆議院の解散に伴いまして廃案となりました。超党派の国際観光産業振興議員連盟、この動きがありまして、この動きとしましては、来年の3月までに再提出するというふうな報道が一部でされております。

カジノといえますか、この統合型リゾートIRにつきましては、先ほど、議員も申された

ように、賛否両論がございます。まだまだ議論が深まってないというふうに、私は思っております。そのカジノというのも、観光振興、経済波及効果、そしてまた雇用の創出の効果などでは大きなプラス効果が期待できるということもございます。しかし、その反面、やはり暴力団等への組織悪の介入ですとか、犯罪の増加、治安の悪化、青少年への悪影響、ギャンブル依存症などの増長などカジノに対する懸念も指摘されているのは、もう議員も承知のとおりだと思います。

財政的な側面から言いますと、かなり自治体によりましては、これからそういったことで税収入がふえるということで狙っているといえますか、計画をしているところもあるようには聞いておりますけれども、なかなか一気に進まないのではないかなというふうに思っております。やはり、この辺の議論がまだまだ、これから必要なのではないかなというふうに思っておりますし、やはりカジノが健全な娯楽として成立するためには、健全かつ安全に行われることを担保する制度、そしてまた、国民並びに地域住民の理解と支持を得ることが大前提ではないかというふうに考えております。

ことしの2月には、県主催で、県内の経済関係者を対象にカジノ勉強会を開催したともお聞きしております。しかし、これから、国内の観光産業や地域経済の振興を活性化するためには、さまざまな政策がある中で、このカジノに関しましても、その1つの施策であるとは受け止めております。

今後、国や県の動向を注視しながら、町といたしましては、調査・研究をまずしていかなければならないとは思っております。その中で、賛否両論あるテーマですので、まず勉強会からスタートしてはどうかというふうに、私は思っております。やはり討論ですとか、そういったディベートみたいなことをやっていかないと、なかなか、今は賛成も反対もありで、一緒に協議したことがないと、話し合いをしたことがないというのが現状でございますので、白浜町でそういったものの取り組みができないものかというふうに考えてございます。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

ありがとうございました。検討はするということですね。

非日常ですから、エリアを限らなアカンですよ。もちろんIRにしても、エリアは限らないかん。しかし、非日常に賛否両論があつて当然でありますから、それは白浜の宿命なんです。非日常を売り物にしている白浜の、これは宿命なんです。非日常というのは、日常じゃないんだから、賛否両論あるのは当たり前なんです、これは。しかし、それさえも検討しなければ、今、白浜の生き残る道というのが、20年後どうなっているかというのが、心許ないということ、私は言っているんです。

ですから、町長には、一度。私、暴力団がどうやこうやってね。町長、そういう認識のないところが、1回、あそこへ視察に行つてはどうですか。ラスベガスに。あそこは、もうとうの昔に、そういうマフィアは退場しているんですよ、あの町は。あそこに学校が幾つもあるんです。周りは住宅地なんです。あそこは夜中でも、普通に歩けるんですよ。女の人、1人でも。全米でものすごく治安がいいというふうに。現実はそのなんです。

ですから、ただ、今後、町長にお願いというんですか、そういったことを決断していただきたいのは、非日常は賛否両論あるということで検証ぐらいはしていただきたい。そのい

いか、悪いか。ディベートでも何でもいいですからね。討論とか、そういうことをお願いして、この観光に対する質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上で、1番のまちづくり施策、観光施策についての質問は終わりました。

次に、2番目の防災についての質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

先ほど三倉議員がおっしゃっていたような、もうほとんど言っていたような、町の構想はどうだと。あそこの白浜空港を利用した構想はどうなのか。私、前の議会でも、この話はさせていただきました。

はからずもした後ですぐに、防災訓練が大々的にありましたんですが、それを僕は全然知らなかったんです。それは、誰が考えても、これは飛行機の輸送力というのは優れているというのは、前々から僕も思っていましたから、米軍がそのことをよくわかっておったというのは、さすがにその辺はよく勉強しておられるんやなという中で、オスプレイが今後、自衛隊に配備されるという中で、この前、オスプレイが白浜空港にやってきました。そのときに、県議の方からお聞きしたんですが、燃料の関係で、直接来られなくてどこかを經由してきたと。白浜空港にオスプレイ用の燃料がないので、それで直接来られなかったと。今後、オスプレイが自衛隊に配備されたとしたら、その自衛隊のオスプレイに来ていただかなあかんわけです。防災基地とすればですよ。

そういう中で、防災の拠点として認識してもらうについて、和歌山県のほうから、そういうオスプレイ、いつでも飛んできてください。緊急のときは飛んできてください。燃料はありますよ。その燃料基地の建設も県に要望する。具体的にですよ。今、白浜空港で足りないこと。あれ、地震が来たら、耐震化されてなかったら水が来ない。飛行機が飛んでくるにしても燃料が足らん。燃料の基地をつくってくれるように、県に要望して。防災の中心地をあてにするのであれば、それは、私は非常に大事なことだと思うのは、この前、ジオパーク、雲仙普賢岳の、長野議員もおっしゃっていましたが、一緒に視察してまいりました。

そのときに、四十何名が亡くなって、家が埋まったところを、私も見て来ました。噴火の土石流が600万立米出たそうです。それを利用して、海を埋め立ててその跡地に、国が43億円かけて、施設をこしらえて、その災害を忘れないように。

私、そのときに質問したんです。そんな災害があつて、言い方は悪いですけど、その災害を利用してこういう施設を建てて、観光客を100万人か200万人呼んだと。そのことはどうでしょうかと。被災された方の気持ちとしてですよ。そういうふうに聞いたんです。どういう反応がありましたかと。そういう記念館をつくることはね。その担当の方が、実は被災された方で、家も埋まったんだと。その方は、そんなに抵抗はなかったですね、とおっしゃっていました。

そういう災害を1つの契機に、そういうものを建てて、記念館でありましたけれども、観光客が200万人ぐらい来たと。観光活性になつとるんです、それが。民間は、やっぱりたくましいです。噴火まんじゅうとか、いろんなものをつくつとるんです。その災害を契機ですよ。

それは、とりもなおさず、我々も今後、災害がある。その災害があつて、そのときに、地

震や津波から人の人命を救うことは、当然施策としてせんならん。政策として逃げ道をつくったり、いろんな備蓄倉庫を完璧につくったり、こういうことはしなければいけないのですが、この前も質問したように、その後。災害があって、どのようにして我々は、この町の中で生き残っていくんだ、ということを町長が示さないかんと思うんですよ。

それは、宮城を視察したときに、前も言いましたけど、三陸鉄道の社員さんが、語り部になって付いてきてくれるんです。それが、日当3万円か3万5,000円だったんです。それによって、仕事が成り立っているんです。視察に来てくれるから。

我々は防災の拠点になら、防災の拠点として人を受け入れ、物を受け入れる中心地になったとしたら、人は寄ってくるんですよ。その人たちの弁当であったり、飲み物であったり、そういった、人が寄ってくるのが復興につながるということが、1つの僕は視察に行ったテーマだったんです。稲むらの火のときに、また同じことを言うんですが、火事やと言うて火をつけて、皆さんの注目を引いて、まず人命は救った。しかし、その後、濱口梧陵さんが、自腹を切って堤防をつくった。公共事業ですよ、これ。皆の飯を食べさせるために。

じゃ、どうやって仕事を得て、我々は生き残っていくんだということを、町長みずから戦略として練っていただかなんだら、県が言うてくるから、ああだ、こうだというのはなしに、そこはしたたかに自分たちのまちの住民を守るために、次の復興のステップのために、我々はここを防災拠点とするんだという1つの考え方で進めていただきたいなというふうに思うんです。

旧空港でも、例えば、もっと充実した備蓄倉庫を県に要望したり、そのついでに、普段、空港の近くに、今、広場ができていますけど、それは、テント村なり、いろんな、逃げてきた方、白浜も温泉街に泊まられているよその方がたくさんおられますので、そういった方をどこへ収容するんだというところも、普段、考えなあかんと思うんです。あそこは高台ですから、白浜会館や体育館はつかる可能性があるんですよ。

そういったことの総合的なことを考えると、先ほど三倉議員が言うてた総合的にあの地域を防災基地として構想を考えて、足らんとところはもっと投資してください、設備を充実させてくださいということを、県にお願いに行ってくださいような、構想が県にあるのではなしに、私は白浜町に、そういう構想があつてしかるべきやと思うんですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

その辺は、議員のご指摘はごもっともだと思います。白浜町としましても、この旧空港跡地の利活用については、先ほども申し上げましたように、広域防災拠点となっておりますし、防災基地との機能は必ず果たせるものと思っております。

ですから、そこをこれからどういうふうな施設を、どういうふうな形で、今後、町として考えていくんだということは、この旧空港跡地につきましても非常に大きな中身だと思っておりますので、これを例えば、今回の平成23年の紀伊半島大水害で被災されました那智勝浦町も今、教訓にしようということで、あそこに防災センターをつくっております。ですから、そういったことが、観光のお客様の施設になるかどうかわかりませんが、やはり視察ですとか、いろんな勉強会がそこで行われますので、被災する、しないに関わらずそういったものは発信していくのが大事だろうと思います。特に、旧空港跡地というのは、もう宝の

土地でございまして、そこをどうやって生かしていくかというのは、今後、町としては、当然、県のほうにも要望していきますし、今、考えている構想もございまして、その辺はまだ全て公にはできませんけれども、そういったことで、いかにこの防災・減災という側面から取り組んでいけるのかということが一番大事だというふうに思っています。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

それについては、もうぜひ、白浜町で、そういったことを主導するだと。もう県任せじゃないんです。国任せじゃないんです。反対にこっちから、足らんやないかという、ここを要望するんだというぐらいの1つの案を持って臨んでいただきたいなと、こういうふうに思うんです。

これで、防災のことについて終わります。

○議 長

以上で、2点目の防災についての質問を終わりました。

次に、3点目の学童保育についての質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

学童保育について質問いたします。

今、国が子どもたちの放課後の過ごし方についての取り組みを、やっとな国がいろいろとやっているのかなというふうな、子ども放課後総合プランですか。そういうことをさせて、それに取り組んでいるんだなど。ちょうど白浜町も、学童保育のことで4年生の壁とか、いろいろ言うておられますけれども、そういうふうになるのかなと。いろいろ時代が変わっていくというんですか。垣根が取り払われることが、私は一番大事なことでおと思っています。

全然、話が違いますが、今朝、ニュースを見ていましたら、アメリカがキューバと国交を回復するという、50年前のキューバ危機から国交を断絶しておったという中で、すごい変化だなど。ものすごい変化である。普段、もう本当に何も驚かないんですが、親が子どもを殺したり、子どもが親を殺したり、宗教で考え方が違うから自爆テロしたり、村人を全滅させたり、何があっても驚かないんですが、きょうのニュースは本当によかったなというふうに、ウイン・ウインの関係が、皆が喜ぶ関係が構築できていくということは、非常にうれしい。私にとっても、何かうれしいようなニュースだったなというふうに思っていますが、今、やっぱり心の部分が非常に地域とか、心の部分というのが非常に大事な時代になったんやなというふうに、今の世界の情勢を見ていて、そういうふうに思うんです。

そういう中で、ものすごい大きなところから、ほん小さい地域の学童保育のことについて、質問するんですが。

私は、元議員の東さんにいろいろお話を聞いて、実は、西富田村というのがありまして、堅田と才野が2つで西富田村やったんです。その中で、定時制高校ができたんですけどね。そのときに、東元議員がまだ青年のころ、時の村長さんが、廣田元議員のお父様の廣田与録さんという方が村長だったと思うんですけど、そのときに、東議員が定時制高校をつくってくれと言うたらいいんです。本人がおっしゃるにはですよ。だから、すぐにつくってくれと。僕の意見がすぐ採用されてつくってくれたと。

当時、西富田村といったって、白浜町の何分の一ですから、そこが高校をつくった。これはもう決断と実行力というんですか、もう大したもんだなというふうに思ったんです。その中で、つくる中で、いろんな諸問題が、当時、僕もおらん時代ですから、諸問題があったんだろうと思います。にもかかわらず、高校をつくった。富田中学校が定時制高校になったわけです。僕の同級生も何人か行きました。何十年間かやったんですね。

そこに、西富田村の地域で子どもに学問をさせるんだ、子どもを育てるんだという、この情熱があったからこそ、僕はできたのではないかなというふうに思っているんです。いろんな障害があったと思います。

今回の学童保育は、その中で、いわゆる託児所みたいな、子どもを安全に囲い込むというだけの学童保育というのが、そういう部分だけしかない。教育してはいけないという1つの縛りがあるみたいです。この前、いろいろ教育長さんにお話しを聞いたんですけども、なかなか難しい問題があって、壁があるんだよということで、厚生省と文科省の問題もあるし、ものを教えるに当たってはいろんなことがあるし。

けども、私としては、そういうものを超えてでも、その地域の子どもたち、宝ですよ。もう本当に、次世代を担ってくれる宝、東京へ行くやら、大阪へ行くやら、どこへ行くやらわかりませんが、白浜で育った人間は素晴らしいなと。そして、また、その育って巣立って行って、どこで成功するかわかりませんが、地元であるときに、おじいちゃんやおばあちゃんに将棋を教えてもろたり、いろんな関わりを持ってもらったなというふうな思い出として残ってほしいという気持ちの中で、地元のボランティアが学童保育のところに行って、そこで勉強を教えたらあかんというんですけども、習字を30分ほど、きちっと精神修行のごとく習字をやらしたりとか、将棋を教えたりとか、そういうことであればかわりは持てる。それは児童館としてやっているというんですが、今後、そういうことが変革を恐れずにやっていけるもんかどうかということの具体的に、教育長にお伺いしたいなと思うんですが。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

ただいま玉置議員から学童保育、特に放課後子どもプランの活用等についてのご質問をいただきました。

議員ご承知のように、放課後の子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所を提供する事業としましては、文部科学省の所管する放課後子ども教室、そして厚生労働省が所管する放課後児童クラブいわゆる学童保育。この2つがございます。

放課後子ども教室につきましては、白浜町では児童館が実施しております。そして、学童保育はもう言うまでもなく、保護者の就労、病気、その他の理由により放課後、家庭において、保育することができない児童の健全育成を図ることを目的につくられております。

現在、学童保育は民間委託を含めて、町内に5カ所開設して、国の規準、また町が制定した設置条例、これに基づいて運営を行っております。

そこで、議員ご指摘の国は、今後の方向として、所管の違う2つをあわせて放課後子ども総合プランへの転換を、今示しておるといふことでございますけれども、これにつきましては、指導員とか、それから安全管理員、ボランティア等の人材確保、実施場所、予算とい

ったさまざまな課題が出ておりますので、考えられますので、これからも町長部局と十分協議を行いながら、町全体の施策として、学童保育と子ども教室の連携事業に取り組んでいくかを、やっぱり検討していかなければならない。これからの大きな課題であると、このように思っております。

そこで、議員ご指摘の学童保育は、単に居場所だけでなく放課後子どもプランの活用をしていったらどうかと。すなわち、音楽や料理、武道や将棋云々といった地域のボランティア等の協力を得て、多彩なプログラムで充実してはどうかということでございます。現在、このように地域の人材を活用したさまざまなプログラムというのは、小中学校で総合的な学習の時間等々を使って、今、積極的にやっているところでございます。

それを、学童保育ではどうかということになりますと、今言いましたように、国の規準及び町の設置条例ということでは、基本的にはもう保育でございますので、大幅に内容に変えて、それをしていくというのはなかなか難しいと、このように考えております。

しかし、この平成27年度より学童保育をできるところからではありますけれども、今までの3年の方から4年という方向へ、5年、6年ということで、できるところから受け入れるという方向を進めておりますので、こうなりますと、発達段階の違う1、2、3と4、5、6という、この子どもたちと一緒にして放課後預かるという、そういう状況の中で、より充実した保育となりますと。やはり今言われるような新しいプログラムを考えていかなければならないかなと、このように思っております。

私たちも議員がおっしゃるように、白浜に誇りを持つ子どもたちをどう育てていくんだ、という観点からも検討はしていきたいと、このように考えております。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

ありがとうございます。もう最後になりましたけれども、皆さんも私どもも皆同じ考えというのは、やはり郷土の子どもたちが、今一番、世界で思われているのは、そんな世間というものがなくなってきたなど。もう日本には世間という法律があって、世間様に恥ずかしい、お天道様が見ているでというような、こういったところが、少し薄れてきたんかなというふうには思う中で、別に世間を教えろというのではないですが、地元のいろんな、今まで生きてこられて、長年生きてこられて身をもって体験した方々の、体からにじみ出るような雰囲気、子どもたちに見ていただきたい。接していただきたい。子どもたちと接していただきたいというふうなのが、私の望みであります。

それが、今後、大変大事なこと、地域を思うときに、この地域に生まれてよかったなど、大人になって振り返ったときに、あのおじいさんやおばあさんがやってくれたなとかいうことを思い出しながら、まあ言えば地域愛を育てていただきたいというふうに、私は思います。

これで、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議 長

以上をもって、玉置君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 12時01分 再開 12時59分）

○議 長

再開します。

5番、堀君の一般質問を許可します。

堀君の質問は総括形式です。

紀の国わかやま国体への取り組みについての質問を許可します。

5番 堀君（登壇）

○5 番

議長の許可をいただきましたので、紀の国わかやま国体への取り組みについて質問をいたします。

来年2015年9月26日開催の紀の国わかやま国体のカウントダウンが、もう既に始まっております。本年度は5月18日に空手道選手権大会、7月26、27日に、全国実業団ソフトテニス選手権大会、11月1日から3日にかけて全日本卓球選手権大会、それぞれリハーサル大会が行われました。また、デモンストレーション競技でもあるビーチラグビーも、例年の大会に加えて体験会なども開催されました。

それぞれのリハーサル大会会場において、大会を盛り上げようと地元有志の協力による売店などが催されるなどの協力の輪も生まれているところです。登録されている町民ボランティアの方々も、本番を想定し、会場整備などの参加をされておられましたが、スポーツ観戦をする観客が少なく出番がないようで残念でした。町民の関心を高め、観客動員数をふやすためには、さらなる広報や啓発活動を行うことが必要であると考えます。

ことし、長崎県で開催された長崎がんばらんば国体の様子を視察にいきました。町のあちこちに国体の看板やディスプレイがあり、歓迎ムードが演出されていました。駅やバスターミナルのコインロッカーにも、前面に国体の表示がされ、国体関連グッズが販売されていました。また、飲食店では、国体メニューという特別メニューの取り組み、お勧めグルメスポットやナイトスポットを紹介した雑誌やマップ、居酒屋で使用する箸袋にも歓迎のメッセージが印刷されているなど、さまざまなレベルで歓迎ムードを高めようとの取り組みを見ることができました。

紀の国わかやま国体の開催は、和歌山県や白浜町を広く知ってもらうチャンスでもあります。もう一度、訪れたい、今後はゆっくり観光したいと思ってもらえるよう、心のこもったおもてなしとまちの魅力をアピールしたいものです。わがまち和歌山県を代表する観光地でもあります。訪れる選手やその家族の方々もそれなりに期待を持ってこられることと思えます。観光地南紀白浜温泉らしい歓迎をしたいと思っております。

さて、それぞれのリハーサル大会を終え、反省や成果など、また本番に向けて、今後どのように取り組みを考えておられるのかをお聞かせください。

○議長

堀君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま堀議員から、紀の国わかやま国体の取り組みについてのご質問をいただきました。

紀の国わかやま国体和歌山大会の開催まであと1年を切り、ことし5月、7月、11月と空手道、ソフトテニス、卓球競技の各リハーサル大会をそれぞれ開催いたしました。

まず、リハーサル大会の開催にあたりご協力いただきましたボランティアの皆様、選手や

関係者のおもてなしにご協力いただきました地元有志の皆様がこの場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

私も一昨年に開催されましたぎふ国体の視察を行ってまいりましたが、やはり町全体が国体ムードにおおわれており、各地域が一丸となり、選手や関係者をお迎えする環境になっていたと感じたところでございます。

白浜町としましても、ご指摘をいただきました南紀白浜温泉らしい歓迎を行うべく国体開催まで残された期間、オール白浜で取り組みを進めてまいりたいと考えております。ご指摘いただきましたリハーサル大会の課題点、あるいは成果、また本番に向けての具体的な取り組みにつきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議 長

番外 国体推進課長 廣畑君（登壇）

○番 外（国体推進課長）

各リハーサル大会の実績、反省点、成果、また本国体開催に向けた取り組みについて答弁をさせていただきます。

まず、各リハーサル大会の実績でございますが、空手道競技につきましては、和歌山県空手道選手権大会をリハーサル大会として開催し、選手・監督で576人、42チームの参加がありました。このほか、役員やボランティアなど221人の関係者で大会運営を行ったところです。ソフトテニス競技につきましては、全日本実業団ソフトテニス選手権大会をリハーサル大会として開催し、選手・監督で1,390人、148チーム、517人の関係者で大会運営を行いました。卓球競技については、全日本実業団卓球選手権大会団体の部をリハーサル大会で開催し、選手・監督で146人、24チーム、315人の関係者で運営を行いました。

各リハーサル大会の来場者数につきましては、2時間ごとに観客席におられる全ての人数をカウントいたしました。ピーク時において、ソフトテニス競技で約900人、卓球競技で約300人、空手道競技で約1,300人でした。申し上げました数字は、選手や関係者も含まれておりまして、開催いたしましたリハーサル大会全てにおいて、ご指摘のとおり、一般観覧者の方が少なかったのが実情でございます。

継続したPR活動やリハーサル大会開催前には、案内チラシを町内全戸へ折り込むなど啓発をしてまいりましたが、根本であります国体機運の醸成が十分ではなかったと認識しているところです。また、競技運営に関しましても、競技団体との調整が十分にできていなかった部分がありまして、国体に向けては細かなところまで十分な調整が必要であると感じたところでございます。

各競技とも、リハーサル大会終了後に、役場庁内で組織しております実施本部また競技団体と反省会・意見交換会を実施しており、競技運営における修正点はもとより、機運醸成への取り組み、町全体でのおもてなしの実施など、課題事項について検討を行ったところです。

リハーサル大会開催にあたりましては、町内の学校やボランティアの皆様、地元有志の皆様にご協力をお願いしたところであります。学校には、競技会場を装飾する応援のぼり旗の作成、また花プランターへの歓迎・応援メッセージを記入していただき、選手の方々は記念撮影をするなど、大会の思い出となるような取り組みであったと感じたところです。地元有志の皆様、ボランティアの皆様方には、笑顔で大会運営にご協力をいただき、気持よ

く選手や関係者をお迎えしていただいたと感じております。

国体の運営には、やはり地域の皆様のご協力が必要不可欠なものでございます。現在、200名あまりの方にボランティアのご登録をいただいておりますが、地域の皆様にもっと参画をいただき、地域住民にとっても記憶に残る国体とするため、引き続き、勢力的に募集活動に取り組んでまいりたいと考えてございます。

国体に向けての具体的な取り組みでございしますが、現在の状況としましては、歓迎看板の設置や商店会の協力のもと、歓迎フラッグの設置、各店舗へ啓発ポスターの掲示依頼などを実施しているところでございます。また、田辺工業高校に協力いただきまして、カウントダウンボードの制作を行い、国体開催1年前イベントとして披露したところでございます。

今後は、啓発活動として、町内の飲食店等へ国体をPRした箸袋を使用していただきたいと考えておりまして、開催までより多くの方々に紀の国わかやま国体という文字をご覧いただきたいと思っております。

また、現在、協賛企業につきましても、募集を行っているところであり、現時点において、4つの事業所様からご協賛の申し出をいただいております。すでに、内3つの事業所様から横断幕やジュースなどをご提供いただいております。啓発用品として活用させていただいております。協賛活動につきましても、引き続き積極的に働きを行っていき、選手や関係者へ大会記念となるような物品のご提供をいただければと考えてございます。その他、国体文化プログラムとして、大学講師を招いた講演会の実施や、町内小学校へ協力をお願いし、国体の炬火イベントを実施していく考えでございます。

国体開催まで、1年を切り、町全体の国体機運の醸成を促進するため、PR活動はもとより、町全体を巻き込んだ取り組みを実施していきたいと考えてございます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば許可します。

5番 堀君（登壇）

○5 番

大変細かく丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。

いろんな内容で国体を盛り上げていくというお言葉をいただきまして、本当にありがたいと思っております。町全体を巻き込んだ取り組みということですが、開催期間中、白浜町には多くの方がお越しになられ、宿泊される方も多く、経済効果が期待されております。

この機会に、白浜町のおもてなしとして、飲食店などの協力を得た取り組みを検討しているのか。また、会場周辺等々によるおもてなしブースの設置やPRブース、売店出店についての現在の取り組み状況をお伺いしたいと思います。

○議 長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 国体推進課長 廣畑君

○番 外（国体推進課長）

経済効果という点ですが、ぎふ国体の実績ではございますが、大会関係者や視察団、一般観覧者等全ての方々を含んだ延べ来場者数が、ソフトテニスで約1万7,000人、卓球で約1万3,000人、空手道で約2万3,000人でございました。

当町におきましても、地理的な点、そして交通便等から、ぎふ国体と同等程度になると予測しております、多くの方に来町いただけるものと見込んでございます。

また、当町は白浜町開催競技関係者だけではなく、紀南地域の宿泊拠点となっております。仮配宿計画の数字ではございますが、開催期間中の延べ宿泊者数が約2万2,000人と出ておまして、これに一般観覧者の宿泊も加わるということとなりまして、白浜町内で多くの消費が見込まれるものでございます。

長崎国体では、飲食店で国体特別メニューの取り組みがあったとご指摘いただきましたが、白浜町としましても、飲食店、土産物などの物産店にもご協力をいただきたいと思っております。

取り組みにつきましては、商工会などを通じて行ってまいりたいと考えているところであり、白浜町へお越しいただく皆様を精一杯お迎えするため、おもてなし講習会の実施なども検討しているところでございます。

会場周辺への設置ブースでございますが、リハーサル大会で、おもてなしブースとして、地元団体様のご協力のもと、鮎の塩焼きや温泉湯豆腐のふるまいを行ったところ。また、ボランティアの協力により、無料のドリンクコーナーの運営も行いました。PRブースについては、総合案内所を設け、観光パンフレットの配布などを実施したところ。です。

本国体に向けての取り組みですが、おもてなしブースにつきましては、リハーサル大会同様に無料ふるまいコーナー、ドリンクコーナーの設置を行う予定であり、リハーサル大会でご協力いただきました地元団体様への協力依頼、また、新たな団体への協力依頼を行ってまいります。PRブースにつきましては、関係機関と連携を図り、白浜町を最大限PRできるよう総合案内所とは別に、特設PRブースの設置について検討してまいりたいと考えております。売店出店に関しましては、町広報紙やホームページで出店者募集を予定しておりますが、地元出店者を積極的に確保していく考えでありまして、こちらでも白浜町をPRしていきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、国体を一過性のイベントと捉えず、もう一度訪れたい、また観光に来たいと、そういうふうに思っただけのよう、心のこもったおもてなしの取り組みに重点を置いて、また、同時に、地域活性化となるよう町の魅力をアピールできる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再々質問があれば許可します。

5番 堀君（登壇）

○5 番

ありがとうございます。いろんな関係団体と取り組みを計画しているということですが、私も商工会等に会議に出させてもらっております。まだまだ雰囲気なかなか感じ取るようなことが得られません。

私たちのこの温泉街では、7月、8月にはもうシーズンに入ってきます。国体が9月ということで、そんなにもう時間に余裕あるようには感じられないんですね。また、和歌山県も、ゴールデンイヤーとしまして、来年、最後の年になります。

ちなみに、きのうの楽天トラベルの情報ですけども、楽天トラベル国内旅行都道府県別伸

び率ランキングということで、2014年和歌山県が全国2位になりました。伸び率は対前年16.2%という、昨日報告ができました。やっぱりゴールデンイヤーというところ、名前で、オール和歌山というような格好で、和歌山県を盛り上げた結果が、この数字に出てきているんじゃないかなと、今、感じているところでございます。

ほかの旅行会社の情報は出てないんですけども、白浜もこの勢いに乗って、町の発展と活性化のために、今後とも国体推進課だけでなく、関係する課と連携して、年明けたら早々にスピード感を持って、実際に取り組み出し、実行に移して、白浜町を巻き込んで国体の機運を高めていってもらうよう強く要望します。

私は、最後、これで質問は終わります。答弁はもう要りませんので、最後にもう一度、年明けたらすぐに行動を起こしてもらって、町全体を巻き込んだ協議会なり、おもてなし部門に対しての取り組みを進めていっていただきたい。

以上です。

○議 長

最後に町長からお答えがでございます。

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

今、堀議員から非常に前向きなご意見、ご要望をいただきましてありがとうございます。

私も国体を1つの契機としまして、やはり国体には前の取り組みだけでなく、あとの取り組みも非常に大切だと思っております。せっかく何億円もかけまして、白浜会館の整備、あるいは白浜町テニスコートの整備を行いました。ほかにも、いろんな方々にもご協力をいただいておりますので、やはり国体の前の取り組み、あと1年弱ですけれども、ここへの取り組みと、それから国体後の取り組みも県とか国の力も得まして、今後、前向きに精一杯皆さんとともに、町民の皆様のご理解をいただきながら頑張ってまいりたいと思っておりますので、また、議員各位のご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

以上をもって、堀君の一般質問は終わりました。

続いて行います。

11番、古久保君の一般質問を許可します。

古久保君の質問は一問一答形式です。

まず、1点目のしらとり鶏肉加工共同作業場、その後の調査についての質問を許可します。

11番 古久保君 (登壇)

○11 番

ありがとうございます。それでは、議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

その前に、私の一般質問、ご存じだと思いますけども、一応1つとしてしらとり鶏肉加工共同作業場、その後の調査についてということと、それから、2つ目として、中間処理施設の将来について、地元との協議の進展はいかがかというところの質問。それから3点目に、湯崎漁港振興施設の行政の対応について。この3点につきましては、6月、それから9月、これにも質問をさせていただいて、その継続というふうな質問でございます。

それから、4点目ですけれども、水道使用料多額未収金の回収に対する行政の対応についてであります。この案件につきましては、決算審査委員会の委員の1人として、多くの審議をしてきましたが、担当課に申し入れた大口滞納者に対する資料不足のため、委員会採決にやむなく反対することとなり、その後、一議員、個人として再度担当課に申し入れた結果、資料提供を得ることができましたので、審査中の案件ではありますが、白浜町議会会議規則第61条の1より、理論上は一般質問が可能であるという議員の責務により、議長をはじめ委員長長の許可を得て質問させていただくものであります。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最初に、しらとり鶏肉加工共同作業場。作業場内に設置されていた町民の財産でもある備品の廃棄処分について、6月、9月で質問をいたしました件について、その後の追跡調査の結果報告をお聞きしたいと思ひます。担当課からは、公文書の報告書をいただいておりますけれども、担当課のほうからご報告いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議 長

古久保君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

しらとり鶏肉加工共同作業場の備品に関するその後の調査について、ご質問をいただきました。

ご指摘いただいた点につきまして、先般、調査させていただきましたので、その内容につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

それでは、報告させていただきます。

当時の作業場を使用していた業者からの依頼によりまして、自動脱骨機いわゆるトリダスを当初の購入先でありました業者が無償で引き取り、処分した件につきまして、議員からも去る9月議会でご指摘をいただいておりますことも踏まえまして、本年11月7日に当時のマニフェストに記載されておりました運搬業者と解体業者の2社を訪問させていただきました、調査を行ってまいりました。

調査の結果でございますが、2社とも当時のマニフェストを保管しておりまして、私と担当係長で確認をいただきました。まず、解体業者によりまして、自動脱骨機、あえてトリダスという商品名で呼ばせていただきたいと思ひます。トリダスは運搬業者によって、そのままの形で6機が搬入されたと記憶があると。アルミ、ステンレス、鉄に分別し、1メートル四方に解体して製鋼所に搬出し、最終的に炉に投入され処理されたとのことでございます。

それから、マニフェストに記載のありました産業廃棄物、金属くず4,940キログラムにつきましては、解体業者で提示された運送業者宛の購入伝票によりまして、鉄くず500キログラム、ステンレス4,490キログラムでございます。鉄くずは単価20円、ステンレスは単価55円、計25万4,200円で解体業者が引き取ってございます。

この引取料につきましては、運搬業者に支払われたとのことでしたが、金属の相

場は、解体業者以外は知らないため、トリダスの商品価値は解体業者に搬入されるまで知らなかったはずだとのことでした。

業者のほうは、いずれにせよ、実際に適正に処分されたことは間違いなく、たとえ何千万円の機械であって、これは解体業者のお話でございますので、解体業者が資材として搬入されるため、我々が転売する、それがどれだけの値打ちがあっても、あくまで資材として私どもは取り扱うので、転売するというようなことはないとの回答でございました。

そして、その次に、運搬業者のほうに話を伺いにまいりました。運搬業者によりますと、当時、トリダスを白浜まで運搬車両1台で引き取りに行ったのは間違いなく、また解体業者から引取料を受け取ったとのことでした。これはやはり、先ほどの解体業者のほうの部分と当然一致してございます。

引取料の一部が、当時の作業場を使用していた業者に流れたということは考えられるかというふうなことの問いも直接させていただきました。その答えとしましては、それはありえない。確かにステンレス製であったので、引取料は入ったが、運搬にかかった費用でほぼ相殺という形となった。我々も金属の相場は知らないので、この機械がどれほどの価値があるのかも見当もつかなかったとの回答でございました。

運搬費用の内訳についての質問もさせていただきました。その答えは、大阪から白浜まで往復約10万円。これは、通常、このぐらいいただくというようなこととお話をいただきました。それとオペレーター1人当たり3万円。当時3人で対応したので、大体、これで9万円で、ほかにも必要な費用がいろいろ要るので、結局20万円以上かかり、ですから25万4,200円という金額をいただいたんですけど、そういったものを差し引いたら、利益として3万から4万円だったとの回答でございました。

このように解体業者及び運搬業者の話を聞いたところでは、いずれの業者も適正な処分が行われ、マニフェストの記載どおりに資源として製鋼所に持ち込まれており、備品として転売された事実は確認できませんでした。

それから、マニフェストに記載のある産業廃棄物については、解体業者が25万4,200円で引き取っており、運送料などの経費を差し引いた3から4万円が運搬業者の利益となっていることも確認できましたが、あくまでも結果として利益が生じたものであり、利益を前提に、当時の作業場を使用した業者が廃棄処分を決めたとはいうふうなことは考えにくいものでございました。

以上のことから、本備品については、法に基づく適正な処分がされていたものと推察してございます。ただ、従前よりご指摘をいただいております町有備品の管理に関しましては、再度反省をいたしまして、そのことを繰り返さないよう、今後十分留意してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ありがとうございます。この報告によりまして、本当に丁寧にご報告いただきました。

会社を訪問した写真もいただいております。そしてまた、私が東京へ行って、東京の企業を訪問して取り入れましたこのマニフェスト、これに基づいて、当局側が追跡調査をしてい

いただいた。これにつきましては、本当に感謝申し上げます。

この件については、もう3回にもわたってご質問いたしましたけども、やっぱり最初の発端は、今、課長のほうからもありましたけども、町民の備品なんです。これを安易に廃棄処分された。これを廃棄処分するスタートのときに、やっぱりもう少し町民の財産であるという意識があれば、きちっとしたこういう書類ができ、また業者に対してもきちっとした指導ができたんじゃないかと思っておりますので、その辺のところは、今後とも行政のほうにお願いしたいなと思っております。

この件につきましては、本当にありがとうございます。お疲れさんでございました。感謝申し上げます。これで一件落着くということで、もう次のときには質問いたしませんので、今後、こういうことがあれば、詳細にわたってよろしくお願ひしたいと思っております。

これは終わります。

○議 長

それでは、1点目のしらとり鶏肉加工共同作業場、その後の調査についての質問は終わりました。

次に、2点目の中間処理施設の将来について、地元区との協議の進展の質問を許可します。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

それでは、2点目の中間処理施設について、当初より問題の両区連名での協定書締結についてのその後の進展についてお尋ねいたします。

担当課、よろしくお願ひします。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

第2回並びに第3回定例会に引き続きまして、再度白浜町清掃センターに関する協定書についてのご質問をいただきました。

町といたしましても、前回から言っていますように、当初のように、両区連名での同時調印が本来の姿であったと、このように考えております。

当初の協定書のように、保呂区及び内ノ川区の連名での協定書とするためには、これまでの経過をきちんと押さえまして、町としても反省すべき取り組みは反省をし、一定の区切りをつける必要があると考えております。

内ノ川区さんは、当初は保呂区とは協議できないとされておりましたけれども、町と内ノ川区さんとも6月議会以降、数回お話し合いをさせていただきまして、その後、内ノ川区さんは、保呂区と先月ですか、2回ほど代表者同士が会ってお話をされていると聞いております。

これまでの長い経過もありまして、なかなか困難なことでありますけれども、引き続き内ノ川区さんと保呂区さんとの話し合いを継続していただきまして、また、町としてもその動向を見守りながら取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ということで、課長のご報告をいただきました。

とりあえずは、両区との話し合いは進んでいるということですが、当初からお願いしている協定書に対する乙の存在を、やっぱり保呂区さんと内ノ川区さんと、両名が乙で名前を連ねるといことは、まだ先が遠いような印象を受けたんですけども、それでよろしいですか。今の現在の段階では。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

先ほども言いましたけども、内ノ川区さんとも何回かお話をさせていただきまして、保呂区さんともお話をさせていただいているということですが、やはり今までの歴史といいますか、長い経過がありまして、そういったことをやっぱり乗り越えてというか、とりまとめをきちんとして、経過を踏まえてやっていかないといけないということもありまして、もう少し時間がかかると思いますのでよろしくお願ひします。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ということですので、今のところ協定書、これを正式な協定書に戻すということは、まだかなり時間がかかると思います。

あと、この協定書を、私、また再度持ってきたんですけども、これは6月の議会でも、この公害防止協定書をちょっと一部披露させてもらったんですけど、これをちょっと少し関係するところだけ読まさせていただきますのでお願ひします。この協定書の目的なんですけども。第1条の中に、甲の設置する衛生施設の操業による乙に所属する住民の生命と健康に対する被害の発生を未然に防止するため、という目的が載っております。そして、2番目には、排出ガスの基準。これも入っております。それから、排出ガスの基準値を超える場合の措置ということで、汚水処理について、施設内処理がなされない事態が発生した場合とか。それから、公害が発生した場合という形で載っております。乙より甲に対し協議の申し入れがあったときは、甲はこれに応じるというような部分もあります。それから、大気の測定基準もあります。測定地点は保呂地区と内ノ川地区各10カ所ということで、最初の原点では、そういう測定地点があると。これがいまだ継続しているんだと思いますけども、これについても、ちょっとあとで答弁をいただきたいなと思います。

それから、健康診断、本協定書第2条、速やかに乙と協議の上、乙に所属する住民の健康診断を、甲の費用負担で行うと。こういう項目があります。

それから、これは公害防止協定です。それからもう1つ、処理場と斎場の協定書の文書の中には、被害補償という欄があります。被害補償の第21条、周辺住民の健康、財産、生活環境、農作物等に被害を与えたときは、甲は誠意を持って補償すると。

主なところ、住民の皆様方の心配をこういう協定書によって約束されております。ですけども、現状では、保呂区の住民さんには、こういう協定書があつて補償されております。ですけども、内ノ川区の住民さんには、この協定書が生きておりません。もし、これで何かがあったときには、行政側としてどう対応されるかというところを、ちょっとお聞きしたいな

と思います。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

公害防止協定書、または斎場と焼却施設の協定書の締結の有無に関わらず、こういった施設が万が一にでも、施設の運転に起因して、こういった住民の方々に健康被害等が発生した場合は、町として当然誠意を持って、どこの地区であろうが、誠意を持って対応していかなければならないと思っています。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今、課長のほうから答弁をいただきましたけども、町はそんなもん放つとかへんよと。もし何かあったときには、町は責任を持って対応しますという答弁をいただいたと思うんです。これは、今、この議会の席上で、課長のお言葉で、口頭で約束されても住民の人はわかりません。どこにそういう保証があるんだと。何かあったときに、ほんまに町のほうは信用できるんかということでございます。

だから、単独に内ノ川区さんと協定が結べるものか。結ばれないのか。協定書が結ばれなければ、口頭じゃなしに、何か文書で住民の皆様に安心できるものをお渡しする。そういう約束ごとができないものかお尋ねします。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

以前からお話をしていますように、町としましては、内ノ川区さんとの単独での調印というのは、協定書の締結というのは、結ぶことは今のところ考えておりません。そのためにも、以前から内ノ川区さんと乙の2つの区が今のところうまくいってないところもありまして、まずは、その部分をきちっと乙が2つになれるように、取り組みを今も進めておりますので、それを今後も粘り強く進めていきたいと考えております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

協定書は別々には結べないということでございます。ですけども、やっぱり約束ごとというのは書いたものがあって、文書で書いてもらって、区の役員さんもおられるんですから、こういう協定書に載っている心配ごとがあれば、これを書いて、もう最終的には、役場はそんなことを放つときませんよ。責任を持ちますよというところを、やっぱり住民の皆さんに知っていただくということは、大事なことじゃないかなと思うんですけど、その辺、町長、どうでしょう。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

これは、清掃センターの問題に限らずですけども、保呂区、内ノ川区さんだけじゃなくて、

何かいろんな公害が発生した場合は、その地域だけじゃなくて、地域の住民のみならず、各隣接の町内、あるいは区の皆様にも、当然、これは町として対応する責任がございますので、そのあたりは、文書にするというのは、どこまで具体的にするのかということもございまして、非常に難しい問題だと思います。

ただ、町としての対応というのは、当然、公害についての防止は、これは全町民に関係してきますので、各区の、あるいは町内会の皆さんのこれからの公害だけではないんですけども、やはりできるだけわかりやすく、そのあたりは、町民にことあるごとに、我々としなくても、発信をしていきたいなと思っております。

しかし、今回の保呂区と内ノ川区のことについては、また別問題でございまして、どういうふうな形で、今後、内ノ川区さんのご理解をいただけるのかということは、今も水面下でも行っておりますので、このあたりは粘り強く、先ほどの生活環境課長も申し上げましたように、取り組んでまいりたいというように思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

町長に答弁いただきましたけども、やっぱり区民の末端まで安心させてあげると、これは大事なことやと思うんですよ。水、水路の汚染、それから空気の汚染、これ、みんな生活に関連しますね。農作物、これに対しても、何かあればこれもまた生活に響くんですよ。商売にならないんですよ。風評被害というのがあるんですよ。だから、そういうところもありますので、そういうことが少しでもあれば、行政側はすぐに対応しますよという、やっぱりその安心させられる約束というのは、肩の張った約束じゃなしに、本当に気持ちとして、人間が生活するという意味ですね。その辺の約束を、できたら文書で万が一のときは、町は放つときませんよというぐらいの文書はできないものか。再度お願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今申し上げましたように、それぞれの地域において、いろんな課題がありますので、その課題の中で、やはり区とか町内会の、もちろんその関係する課題は別としまして、やはり具体的に、例えば、今回の問題であれば、公害防止協定書というのもありますので、その中で対応するとかですね。あるいは、この協定書が結ばれてなくても、もちろんその隣接区というのは、この内ノ川区さんだけじゃなくてあるわけですから、そのあたりのところに、もし仮に何か問題が生じた場合に、公害が出た場合は当然、我々としなくても、設置区だけじゃなくて対応していかざるを得ないと思っておりますし、そのあたりは丁寧に、またご説明申し上げて対応していきたいというふうに思っておりますので、今現在は、すぐに隣接区の内ノ川区さんとの別個のいろんな、防止についての、協定書についての締結をする、協定書を結ぶということは、今考えておりません。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ということで、今、町長のご答弁をいただきまして、多分、内容については、内ノ川区さ

んもこの内容でいかれると思います。これは、議会の答弁ですので、議事録にも載ります。ですから、文書として残りますので、そのときには、万が一のときには、住民の皆さんにも説明ができるだろうと思いますので、この件については終わります。

ほかにお聞きしたいのは、中間処理施設、これの将来ですね。また、これ、15年後、もうあと10年後にまた延長を迎えるわけですね。この延長を迎えることによって、同じようなこういう状態が続くのか。このままでいって、延長ができるのか。37年に大体迎えると思います。だから、37年に、こういう問題がまた勃発しないものか。しないもんかというても、今、この状態であれば、多分延長はできないだろうと。協定書は結べないだろうと、私は思うんですけど、その辺の心配、また、将来この中間処理についての考え方をお聞かせいただいたいと思うんですけど。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

次の延伸と申しますか、そういうことだと思いますけど、今、中間処理施設のことについては、広域のほうでも取り組んでございます。それで、広域の取り組みについてなんですけれども、議員もご承知のとおり、田辺周辺広域市町村圏組合の5市町あるんですけども、平成32年度を目途に焼却施設を広域化して、施設を1本化するという方針を立ててございます。

しかしながら、平成22年度には、既存の施設を有効利用した延命化と、それから、地球温暖化防止を推進するために、国の交付金制度も変更されてきています。現在、白浜町の清掃センターにつきましても、この交付金制度を活用いたしまして、使用機器等の更新とあわせて地球温暖化防止対策として、省エネや二酸化炭素削減を目的に、基幹的設備の改良工事を行っているところであります。

田辺市におきましても、今年度から延命化工事に着手されており、また、時間的に考えても、今、この32年度の施設の1本化という方針の実現につきましては、現実的なものではないのかなというふうには考えております。しかしながら、将来的には1本化していくという方針で変わりないということで認識をしているところでございます。

町といたしましても、現施設の改良工事を着実に実施するとともに、予防保全方式による管理・運転に努めて万全の体制で地元の皆様の信頼を得られるよう、安心で安心な施設運営に引き続き取り組んでいきまして、地元との関係をもっときちんと修復するといえますか、そういった方向で取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

広域ということですが、再度、ちょっと確認したいんですけど、広域も田辺市とそれから田辺市とみなべ町、それからもう1本は、広域で2本という案が出ているかと思うんですけども、白浜町、上富田町、すさみ町、これで1本というふうな方針があるということもお聞きしていますが、その辺の情報はどうでしょう。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

広域で取り組んでいるということで、このごみの問題につきましては、ごみの処理行政につきましては、各市町の単独でということではなくて、やはり広域でということになっています。

組合の運営理事会におきましても、今のところ1本化ということは変わりはないんですけども、今後、平成27年度末を目途に、広域化や集約化等を改めて方針のとりまとめをしていくということで、今進めております。ですので、今、白浜町の施設の概要工事が終わり、あと、ことしから田辺市もやっているということで、この2施設が大きな役割を果たすことにはなると思うんですけども、どこのごみがどの施設へ行くということ、そういったことはまだ今のところ決まっておきませんので、今後、このとりまとめの中で、そういった話になってくると思います。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

そしたら、一応田辺は取り組んでいるけども、今度、白浜の場合は、この施設が将来、広域的に使われるという、今言いましたように、上富田、すさみも入れてですね。この3町で広域的に使われると。延長していくということはあるんですか。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

先ほども言いましたように、まだこれから27年度末を目途に広域化の、もしくは集約化、2本になるのかという、その辺をこれから検討していくということで、将来的には、そういうこともあるかと思いますが、今のところ、例えば、白浜と上富田とすさみとか、そういう話はまだ全然出てない状態ですので、それでももちろん、それから地元との話もありますので、その辺のことは、これから慎重に十分協議していきたいと思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ありがとうございます。そしたら、中間処理施設については、将来まだどうなるかわからないという踏まえ方でよろしいですね。

それで、一応、また、何か具体的に出てきたときには、また質問させていただきますけども、今の段階では、詳しく聞けないということでございます。

それと、最終処分場ですね。これ、今、椿のほうにお世話になっています。最終処分場は、大体、平成30年まで期限があって、まだ余裕があるということでございますけれども、一応、この間の全協でも田辺市で広域的にということで、資料をいただいて、約20万立米確保されると。15年間という形で、資料をいただいておりますけれども、白浜はそれができるまでは持ちこたえられるという判断でよろしいですか。

白浜には、あえて新たに、これが期限来たときに、椿さんが期限来たときに、また新たに白浜町内で場所を考えて、こういう案が出てくるということはないでしょうか。その辺の確認をお願いします。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

椿の最終処分場につきましては、今、議員さんがおっしゃられましたように、供用開始平成10年4月から20年間ということで、平成30年3月31日が使用の期限となっております。

容量的には、今後、大きな災害などで大量のごみが発生しなければ、使用期限以降も大体、今のところ予測ですと、3年から5年程度は埋め立て可能だと考えております。ただ、これにつきましても、地元との協定は30年までとなっておりますので、その協定が当然必要になってきます。

それから、広域の最終処分場は、先日の全員協議会でもお話しさせていただきましたように、これから、まだ用地測量、それから実施設計、そういったことが発注するところでありまして、その後、地権者さんや地元との交渉がうまく進めば、あと工事に着手して、工事も2年半ぐらいかかるというふうに聞いております。ですので、順調にいつてもあと4年程度はかかるふうに聞いてございます。

それで、広域の最終処分場のほうが順調に進めばということで、そういうふうになれば、今のところ椿のほうも余裕は少しありますので、新たにそういった場所を探すというところまでは、今のところはまだ考えておりません。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

わかりました。ご説明ありがとうございます。

将来について、一応、そういう心づもりが、我々町民としても必要だなと思っておりますので、最終処分場、この中間処理、この施設につきましては、町民に欠かせない施設ですのでね。将来的に心配することで質問させていただきました。ありがとうございます。

これで中間処理、終わります。

○議 長

以上で、2番目の中間処理の将来について、地元との協定の進展の質問は終わりました。

次に、3点目の湯崎漁港振興施設の行政の対応についての質問を許可します。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

これについては、6月に質問させていただく前に、この埋め立ての工事の不備が多々出てきたということに対して、5月に県、それから町、それから町民の有志の方という形で現地を調査させていただいて、明らかに工事の不備が出てきているなというのが、目に見えてわかったと。そういう中で、6月の議会でも質問させていただき、写真も取らせていただき、それから、9月でも質問させていただきました。

その後、9月から一切、質問しているけども、電話の1本もかかってこない。どうなっているんだと。いつ補修工事をされるのか。手直し工事、これは補修じゃない、手直しです。工事の不備なんです。この認識が、本当に、今白浜町行政の中にあるんか。その辺からちょっと聞きたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

どうも申しわけありません。随時の報告ができませんでしたので、申しわけありませんでした。

ご指摘いただいておりますアンカーボルトのさびが生じた件については、護岸と中突堤については、補修は行っておるんですけども、浮棧橋を固定している鋼材のさびの補修、取りかえるということなんですけども、これについては、国庫補助を受けまして、浮棧橋の災害復旧工事とあわせて実施し、3月には完成を予定しております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

9月の議会でも同じ答弁をいただいているね。それから、一向に進展してない。これ、業者との打ち合わせはどういうふうに、工程的な打ち合わせはどういうふうになっている。材料の手配はできているのか。どういう工程で、どういう作業計画でやられるんか。これ、大きな工事になりますよ。ちょっとした手直しでは済まない工事になる。どういう計画でやっているのか。業者とどういう打ち合わせをされているんか。具体的な資料がなぜ出てこないのですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

申しわけありません。まだ現在、詳しい工法とかの打ち合わせはしてない状態で、災害復旧に、工事で始まるという、今議会で提案しているんですけども、1月から工事が始まる状態の中で、詳しい話をしたいというように思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

災害の補修とこれと一緒にしたら困りますよ。別のもんなんですよ。災害補修は国からの災害の補助をもらって修繕するんでしょう。あれは修繕ですよ。こっちは手抜き工事ですよ。材料の手抜きですよ。それがもろに出てきているんです、表面に。だから、これ、もう5月から何カ月たっているか。すぐに手配したら何ぼでもできるはずや。この辺が、何とも言えん、危機感が全然ない。もうイライラ、私はもう、この辺については怒りを感じているんですけども。もう謝ってもらって済むもん違う。もう謝る時期は過ぎているんよ。5、6、7、8、9、10、11、12。もう8カ月ですよ。8カ月の間に何もできない。何の手配もできない。こんなことがあり得るか。これ、民間企業やったら、こんなことあり得んよ。こんな会社すぐつぶれるよ。もうちょっと、民間企業感覚でものを考えてもらわなったら。これを皆さん方が、問題意識もってないというのが、私、課長会でもこの話が出ているんやろう。

ちょっとあんまりにも放ったらかし過ぎ。これ、町民は知らんと思っただのか。これ、町民の財産やで。町民の財産というよりも、子どもたち、孫たちの財産やで、これ。私ら、そ

んなにもう長生きできへん。これ、後に残る。何十億もかけた工事。毎回、毎回、こういうことばかり言わせてもらっている、これ。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

大変申しわけありません。平成26年度、台風11号、8月8日にあったんですけども、それから8月、9月、10月と置いていたら、災害査定という査定を受けてからという話もしていたわけで、この災害査定を受けるためにちょっと。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

災害の話をしているのと違う。災害で壊れたものを修繕してくれという話をしているのと違う。何ぼ言うてもわかってくれへん。これ、5月からずっと指摘しているんや。町長、副町長、ちょっと一遍、これについて答弁してください。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

担当からは、浮棧橋を固定している状況になっておりますので、H鋼の部分で、ボルトが入っているということで、それだけを単独でさびが出ているボルトを修繕するというのは、ちょっと不可能であるということでおくれていると聞いております。そのときに、8月の台風がございましたので、災害復旧の査定を受けるがために、現状のまま置いとかななくてはいけないというふうなことになりまして、その修繕もできていなかったと。

その中で、当時、議員からご指摘いただいてから、直ちに、そのさびについては補修するようということ業者には話をしておった中に、その後、台風のために浮棧橋が破損したために、そこが全体的な工事にならざるを得ないという状況で現在に至っているということでございます。というふうに聞いてございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

そしたら、具体的に業者と打ち合わせをして、いつからその工事にかかるかということは、今返答できなければ、後ほどでもいいし、本年度中にお返事をいただいて、書いたものを、計画書、工程表をいただきたいと思います。

○議 長

農林水産課長瀬見君、それについて答弁しておいてください。

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

そのようにいたします。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ありがとうございます。それでよろしく願いしておきます。

それから、もう1つ。パラソル。夏以降、私あのパラソルがものすごく寂しく見えるんです。あの下にお客さんが座っているのを見たことないです。

あれが、夏場過ぎて一番忙しいときという形で入れさせてもらった。皆様のご理解で入れたものなんです。それが、また、経営者のほうにも、あれが有効に利用されてない。そういう光景がずっと続いているんです。

これも、納入業者の責任が多分にあると思うんです。これ、契約違反を2回やっているんですね。答弁の中にも、この遅延金、もう罰金を取りますよと。入札金額は、消費税込みで853万2,000円。これで、違約金取って支払しますよということですけども、これに対して具体的な数字、どれだけの違約金を取ったんか。それから、いつお支払いして、業者に支払った金額はお幾らか。それをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

遅延分ですけども、違約金として契約書に定められている算出による遅延のあった9基分の1,000分の1に相当する額、13万9,080円の違約金が契約業者から納付されました。支払いについては、契約金額で支払っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

これも数字のことですので、後でまた、一旦853万2,000円を消費税込みでお支払いして、その後、バックして、13万9,080円ということによろしいんですね。これも、消費税込みで返ってきたということやね。

この資料も、後でまた、後ほど提出をお願いしたいと思います。要望したいと思います。

それから、先ほど出ました浮棧橋、これの今修繕、災害が起きてからずっとそのままで使用されていましてね。3日間の連休のときに、私、ちょっと天気の良い日に見に行ったんですけど、ちぎれた棧橋の上にお客さんが10人ほど、それに対して、ボンベがその数分、かなりの目方だったと思います。それが、外れた浮棧橋、これが外れているんです。波で揺られている。それがこっちに、それだけの荷重がかかってこうなっているんです。異常な状態ですよ。これをお客さんが使っているんですね。観光客が使用されている。

これにもし、こういう状態になる浮棧橋を使っている状態で、何か、これ事故が起こったときに、誰が責任を持つんですか。その辺、ちょっとお聞かせください。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

浮棧橋の管理につきましては、清掃・利用については指定管理者が行っております。また、施設の修繕につきましては、町が行うことになっております。議員からご指摘いただきましたことにつきまして、危険な箇所もございますので、万一事故が発生した場合、管理責任が問われることとなりますので、復旧工事が完成するまでは、関係者以外立ち入り禁止とし、安全配慮に努めてまいります。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

安全管理に努めていただくのは、これはもうしてもらわないかんのやけども、私が指摘してから、こんな状態やで言うてからやる。これ、事前にあなた方が考えてやっていかな、使用禁止。せめて、こっち側のもんだけは使用禁止。こっち側はきちっと指示されている分については使ってもいいですよと、いうぐらいの判断がなぜできないのかな。ちょっとその辺について聞かせてください。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

ご指摘いただいていることは、本当にもう反省すべき点やと思います。従来、破損した段階で立ち入り禁止等の措置をすべきあったというふうに反省してございます。申しわけございませんでした。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ありがとうございます。これについては、よろしく願いしときます。

もう1点。駐車場ですね。これ、駐車場、ちょっと悪いんやけども、あの駐車場が満タンになったのを見たことないんです。その反面、牟婁の湯の車、これ、駐車違反がずっとまだ続いていますね。皆さんもご存知だと思います。あのカーブのところを置いておられます。あれについても、利用されている方には、ちょっとやむを得んなどというところもあろうかと思うんですけども、やっぱり行政側の案内が足らないように、あの駐車場に行つて、あの前に点字ブロックもあります。その上に車も乗っています。

だから、車を置くという、この解消がなんでできないのか。前に大きな駐車場にあるのに、あれがいまだあそこに続いている。便利がいいから、お客さんは多分あそこでとめられるんだと思うんです。その辺の案内板、親切な思いやりの案内板、それから、前は駐車場1時間無料ですよ。これも知らないんか。これも徹底されてないのか。お風呂は1時間ぐらいでは、ちょっと足らんと思われる方は、やっぱり何か手配をしてあげて、手当てを打ってあげて、牟婁の湯にお風呂に来られている方は、休憩も含めて1時間以上とめられてもいいですよというぐらいのものがつけれないのか。配慮ができないものか。この辺もお聞きます。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

議員さんのご指摘の部分、牟婁の湯のお客さんの件ですが、この辺につきましては、大変私どもも申しわけないなと思つてございます。

実際、駐車場ができましたから、前のほうにとめられますよというふうなことも管理人が呼びかけたり、いろんなことはしているんですけど、なかなかその部分でやはり解消されていないというのが現状でございます。

ですから、今一度、管理人のほうにも、その辺の徹底と、あと、できましたらそういった

ものをもう少しわかりやすいような形で、施設内にも掲示するなりの手配をさせていただきたいと思っております。

それから、あと1時間を超えての部分につきましては、やはりお風呂というのは1時間以上というふうな方はあまりないかと思っておりますので、そういった方につきましては、1時間以内というふうなことの中で、どうか運営をお願いしたいと。そのようなご要望があるというのは、私どもも存じ上げているんですが、当面は今のところの運用をさせていただけたらと思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

よろしく申し上げます。

それと、あとこれも決算でちょっとわかりましたんですけど、25年度の決算で140万、駐車場あがっています。この間お聞きしたら、あの自動開閉機、駐車場の券の出るやつ。あれのレンタルが300万払っているということを聞いています。当初、やっぱりあれを、埋め立てを計画して駐車場を設置するというので、立谷前々町長が地域で説明された。この案が全然守られてない。この駐車場で借りたお金は返せるんだという案が、もう全然町民に対して守られていない。これ、自動開閉機のレンタルの300万払って、年間140万の駐車料金代、これ毎年続いたら、去年ですけども、本年度はどうなるかわからない。もっとふえているかもわかりませんが、そういう状態が続けば、この駐車場の経営だけでも赤字が出てくるかなという心配をするんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

駐車場についてです。今、赤字がずっと続いている状態ですけど、今後、例えば、地元町内会や商店会などの要望もいただいている月極でお貸しすることにつきまして、地元の皆様と協議してまいりたいと考えております。

今後の駐車場の経営については、例えば、町内会、商店街、月極で貸すなど、抜本的な改善策を検討し、関係者と協議を行ってまいります。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

この件については、ありがとうございます。どうぞ、今ご答弁いただいたこと、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

それでは、3点目の湯崎漁港振興施設の行政の対応についての質問は終わりました。

次に、4点目の水道使用料多額未収金の回収に対する行政の対応についての質問を許可します。

52分まで。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

52分まで。ありがとうございます。

これも、私、決算委員として初めて知ったんですけども、水道未収金というのが、この水道事業のほうの報告書にも載ってしまっていて、これが、本年度26年度の上半期で未収金が8,500万あります。25年度の決算では8,300万という形で、半年でも二百二、三十万の未収金がふえていると、今、そういう全体的な状況でございます。

そんな中で、決算委員会のほうで担当課のほうにお願いして、水道料金未収金というこの一覧表が出てきております。この中に、未収金対応という文書がありますので、ちょっと読ませてもらいます。

平成25年8月27日に、白浜町給水停止事務取扱規定を定め9月より施行。納期限までに納付がない者に対し督促状、催告書を発送。2期分以上支払いが滞っているものに対しては、給水停止、予告通知書により通知し、期日までの納付または納付相談がない者には給水停止を執行している。

また、一度に納付分全額を納付できない者については、納付計画を立てた上で、誓約書を提出していただき、計画に沿って納付をいただいているが、生活状況等の変化により計画納付が困難になった場合は、その都度連絡をもらい、納付相談、指導を行っているという対応の文章があります。

その下に、大口滞納者という形で、今の8,300万のうち大口滞納者という形で、ここに資料が出ておりますので、大口滞納者については、毎月の水道料金を納付しつつ、滞納分50万円を納付する確認書を町と給水者との間で、平成25年1月16日に交わしている。納付計画に基づき、過年度分、毎月50万円を納付する。毎月の水道料金は請求額を納付するというような文章の中で、滞納の累積年数が出ています。これ、平成18年から出ているんです。これが、18年から25年までに未収金が8,300万。平成18年に未収金が3,700万であったやつが、7年で8,300万になっている。このうちの滞納繰り越し、18年度は1,200万であった滞納繰り越しが、平成25年度には2,100万、大体倍になっています。違うわ。ごめんなさい。5,700万になっています。かなり膨れ上がっております。

こういう資料をいただいて、その中で、委員会ではこれだけの資料しか出てこなかったんですが、私が一応、個人的に要望しまして、この給水計画書、それからこの確認書、これの提出を求めたんですけども、委員会の席では出てこなかったの、個人的に、私は担当課にお願いして、この確認書、大口の方と交わした確認書をいただいております。

この確認書ですけども、これは、去年の1月16日に交わしています。乙から提出のあった水道料金納付計画ということで、水道料未納分の請求納付という欄に、毎月水道料未納分50万円、納付計画どおり納付する。それから、2つ目として、滞納分と合わせて毎月乙が使用した水道料に対して、水道料等を請求し、一緒に納付するというところでございます。

そして、納付遅延による対応ということで、納付期限内に納付を怠った場合、水道法第15条第3項及び町給水条例第38条の規定に基づき、給水停止の措置を行うという、こういう確認書を交わして、これは町長と、この企業と交わしています。

その計画書に入るんですけども、この計画書は平成23年度の8月からの分で、これ、水道の量水器がありまして、これが小さいほうの量水器、それから大きいほうの量水器、口径の大きいやつね。これの量水器によって、ちょっと金額が変わってきます。小さいほうの量

水器におきましては、平成23年度の8月から3月まで、316万8,289円。それから、24年度の4月から10月まで255万4,931円ということで、小さいほうのメーターで572万3,220円。それから大きいほうでございますが、これも同じ月、23年の8月から3月までで1,752万2,376円。それから、24年度の4月から10月までで1,874万1,990円ということで、合計4,198万7,586円。この合計を月別に50万円ずつ支払うという約束ごとで、これ、平成31年の12月まででゼロになるという計画書をもらっています。

これで、今現在、平成26年の12月です。本来なら、これ、きちっと守られておれば、2,998万7,586円まで減っているんです。減ってなけりゃいかんです。約束が守られていけばね。

そこでお聞きするんですけども、この約束ごとは守られておりますか。お聞きします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

まず、未収金に対する行政の取り組みについての答弁をさせていただきます。

このご質問につきましては、未収金の処理につきましては、一般会計の税と公営企業の料では、やはり基本的に性質が違いますので、税であれば和歌山地方税回収機構にお願いすることもできますが、私債権であります水道料金の場合は個々の対応となります。

そこで、命の水ということで、水道は非常に大切なものがありますけれども、独立採算制をとっている水道会計でございます。その中で使用した水道料金というのは、もちろん納めていただかなければ成り立ちませんので、従来は、水道料金の徴収におきまして、納期限内に納付しない水道の利用者に対する給水の停止についての規定がなかったものですから、ご存じのように、平成25年8月に白浜町給水停止事務取扱規定というのを定めまして、徴収に支障が出ないように取り組んでいるところでございます。

その未納者に対しましては、料金の納付を促して、滞納につながらないように、また長期滞納者をふやさないための取り組みをしているわけでございます。厳しい経済状況でも納付していただいている水道利用者の皆様方に対しまして、公平性の確保と料金の徴収に対する町民の信頼確保を目指して、今後も町の職員一丸となって水道会計の安定した経営が行えるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

11番 古久保君(登壇)

○11 番

ありがとうございます。ということで、今、町長から説明いただきましたように、この約束は、平成25年、去年の1月16日に交わされております。その後、今、町長の説明のあった給水停止事務取扱規程というものを町長さんがつくられた。それが、去年の8月27日にできております。この規程ができております。当初、委員会の中でも、この納付の約束が守られてなかったら、この規程に基づいた法的な処置はされたのかということでお聞きしていると思うんですけど、これについては、一切手続はとっていない。そういうことであれば、大口さんについては、そういうところは、処理が何でできないんだと。小口についてはできるのか。小口ということは、一般家庭ですね。未収金がたくさんあるので、小口の方もたく

さんおられるんだと思います。小口につきましては、悪質なというたら悪いですけども、一応、何度連絡がいてもいかないところは、すぐ給水停止ができるんだという答弁もいただいております。だから、そういう小口はすぐ対応できるけども、大口は、これ年々、年々積み重なっているけども、そういう対応ができないのか。

この確認書の中にも、水道法とか、町給水条例とかいう項目がありながら、その上にまだ、これではいかんなどということまでつくってですよ。この3つの法律がありながら、年々これがたまっていく。これは、やっぱり行政としてどういうふうに取り組んでいかれるのか。その辺、ちょっとまた、ご答弁いただきたいなと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

水道料金の道筋ですけども、水道料金が納期までに納付がない方に対しましては、一般的に一般家庭を対象に言っているんですけども、納期から20日以内に督促状を発送。それから、未納であるとのことのお知らせを促しております。そして、督促状を送付してもなお未納の場合は、納期限を指定して催告書を発送し、さらに納付を促します。催告書で指定した納期限までに、水道料金の納付がない方、納付相談がない方が水道料金を2期以上滞納しているなど悪質と判断される方に対して、給水停止予告通知書により給水停止の予告をいたします。給水停止予告通知書で指定した納期限までに水道料金の納付がない方、納付相談がない方に対して給水停止を行っております。

給水停止の執行に至るまでは、電話やとか文書による催促、戸別訪問による徴収や納付相談を行っております。また、経済的理由などで、一度に滞納水道料金を納付できない方に対しましては、納付計画書を立てて納付誓約書を提出いただき、その計画に沿って納付いただいております。

しかしながら、納付誓約書を提出いただいた方の中には、経済的状況、生活状況等の変化により当初の納付計画の履行が困難になる方もおります。そういう方に対しましては、その都度連絡をもらい個別に納付相談、当初の納付計画の変更や納付指導を行っております。

こういうことで大口さん、小口さんに対しましても、そういうような個別に相談をしながら、対応をさせてもらっていただいております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今、説明していただいて、これは町民に皆様に対して、年末を迎え、税金、家賃、水道料金、こういう形で本当に必死になって、今、生活されている方、多々おられるだろうと思います。その中で不公平さを、私、今、お聞きしているんです。取れるところは取れる。こういう大きな毎年、毎年何百万と重なってきているこの方、それで計画書も出しながら、確認書も交わしながら守られていない。

これ、ちょっと再度確認しますけど、平成26年12月、これまできちっと減っていますか。この2,998万7,000円になっていますか。それだけ答えてください。あまり細かく数字を聞いても悪いから。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

やはり1、2期おこなっております。

○議長

11番 古久保君（登壇）

○11番

そしたら、この約束ごとがおこなっている。そしたら、現年度分、毎月の使用料はきちっとこの24年11月から入っていますか。

○議長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

これについても、2期ほどおこなっております。

○議長

11番 古久保君（登壇）

○11番

だから、過年度分も、現年度分も約束が守られない。これをどうとらえておられるのか。やっぱりそういう情けをかけられるような、今、状態ですか。だから、その辺の、あなた方、きちっと法令までつくって、確認書の中に法令まで入れて、この法を履行できない。今、税金なんか法令に基づいて、ばんばん、ばんばんやっているやんか。この間も、税務課のほうで聞いて、勉強さしてもらったけど。

だから、そういう課もあれば、こうして毎年8、500万もの未収金がたまるような課もある。これは、町行政全体として、どう皆さん方は考えておられるのかな。これ、法に基づいて執行されない、何か理由があるんですか。

今、町長が説明されたこの規程、これ、規程も書いておられるやんか。催告書を渡して、給水停止予告通知書、給水停止執行通知書、納付誓約書、順番的にこういう手続があるんや。これを一切、手続してない。最初の催告書すら出してない。何のためにこれつくったん、去年。これ、滞納が大幅にあるから、これの対応としてわざわざつくったんでしょう。ちょっと私は理解できないけど、何でこれに基づいて対応ができないのか。

○議長

答弁願います。

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

規程に基づきまして、作業は粛々としております。

○議長

11番 古久保君（登壇）

○11番

ということで、この規程に基づいて粛々とされているのであれば、こういう控えがあるはずやから、一遍、提出を求めます。資料として提出してください。この場では結構です。もう時間もないから。

今後の対応についても、また、この議会が終わってからもお聞きしたいと思っております。

れ、やっぱり約束を守ってないこの企業に対して、四千何百万というこの町民の目からしたら、これだけのお金があったら、町民の要望にかなり応えられるでしょう。ささやかな。例えば、日置の駅舎、これの改造でも、100万や200万、すっと出せますよ。これは、お金を生みますよ。地域が喜びます。だから、やっぱりお金の使い道というのを、もっと考えてもらわなったら。これ、白浜町株式会社であれば、社長、専務、重役が全部並んでいるんですよ。私が、今質問したこと、この会社、工事はずさんな工事で知らん顔している。対応もしない。商品売っても集金もできない。未収金が重なってくる。こんな会社、いつまで続きますか。将来性ありますか。民間企業の感覚で考えてくださいよ。こんな社員がおって、会社は成り立ちますか。私ら厳しいところで育っていますからね。1円のお金もむだには使いませんよ。それで苦勞しました。だから、言っているんですよ。あなた方の使っているお金というのは、みんなから集まったお金でしょう。町民の方々から集まったお金でしょう。県民から集まったお金でしょう。国から集まったお金でしょう。これを使って仕事をしているんですよ。民間企業は違いますよ。自分らで汗かいて金を儲けているんですよ。銭儲けをせなったら、経営が成り立たんのですよ。むだを省かなら、経営が成り立たんわけですよ。

その辺の、もう少し自覚を持って仕事をしていただきたいな。そら、一生懸命されていることはよくわかります。ですけども、私のこの指摘ただけで、こんなもの普通の民間企業では、こんなことしてて、1年近くも放ったらかすというようなことはあり得ん話です。その辺、最終的に答弁していただいて閉めたいと思います。町長、よろしく。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、議員からご指摘いただきましたように、過去におきまして、私も含めてですけれども、町行政の対応、取り組みがおそかったり、あるいは十分でなかったということは、これはもう議員のご指摘のとおりだと思います。

しかしながら、ここでやはり、私が就任してから2年7か月になろうとしておりますけれども、この町民の公平性といいますか、そういったものももちろん視野に入れて、当然、それは念頭に置きながら、やはり公正・公平ということを経験に入れて、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

そこで、やはり、小口を大口に限らず、この税金の徴収でもそうですし、あるいはこういった水道・下水の料金についてもそうなんですけれども、やはりいろんな事情があると思います。諸事情は当然、それは個別に対応しながら相談しながら、一旦、計画を出していただいて、それでも無理であれば今度は誓約書を出していただくというふうなことで、やっぱりステップを踏んで、やはり四角四面に拘り定規に全て一律にこうだというふうに言うんじゃなくて、やはりケース・バイ・ケースで臨機応変にも対応していきたいというふうに思っております。

やはり、この決算審査委員会でも出ておりますように、やはり肅々といたしますか、もっと毅然とした具体的に対応してほしいというようなご意見もございましたので、ここはしっかりと我々としまして、町当局も反省をして、自覚をして、しっかりとこれは取り組んでまいりたいと。できるだけ早くこの徴収・回収に努めたいというふうに思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

どうもありがとうございました。

質問を終わります。

○議 長

以上をもって、古久保君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14時44分 再開 14時59分）

○議 長

再開します。

10番、廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は、一問一答形式です。

まず、1番目のAEDの普及と点検、事業の啓発の質問を許可します。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

10番、廣畑です。よろしくお願ひします。

時間の配分を考えながら質問をしたいと思ひます。

まず、AEDの普及と点検、事業などの啓発についてお伺ひをしたいと思ひます。

心臓の突然死、心臓が突然停止し死に至る。この突然死、日本での死亡者数が年々増加の傾向にあるといひます。心室細動という重症の不整脈により引き起こされる病気とのことであります。

この重症不整脈の唯一の治療法が電気ショックによる除細動。そのために開発されたのが、AEDとのことです。横文字がいろいろありますけれども、よく似た言葉もありますがAEDということであります。

戦後開発されたAEDは、小型化・軽量化、こうしたことが図られまして、日本でも医師や医師の指導を受けた看護師、救急救命士にその使用が認められていましたが、10年ほど前に、一般住民にも、その使用が認められるようになったとのことであります。

このAED、白浜町では、旧日置川町の老人福祉施設などで初めて設置されたと聞き及んでいますが、その後、順次、事業所等では必要性が認識されて、今日の箇所数に至ったと思われます。

今、白浜町では保育園、学校、行政施設、医院や歯科医院、老人福祉施設、観光施設、宿泊施設など約100カ所に設置されていると思ひますが、このAEDの保守点検、どのように行っていますか。それぞれの事業所で行っていると思ひますけれども、どの程度、町は把握しているのでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員から、白浜町内でのAEDの普及の現状と保守点検についてのご質問をいただきました。

議員がおっしゃるとおり、AED、すなわち自動体外式除細動器とは、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態、いわゆる心室細動といたしますけれども、その場合に電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

従来、AEDの使用は医療従事者や救急救命士のみには制限されておりましたが、平成16年7月に一般市民、町民の方による自動体外式除細動器、AEDの使用が認可され、このことにより、白浜町内においても、公共施設、幼稚園、保育園、小中学校、病院福祉関連施設、宿泊施設、その他の施設、白浜町のホームページにも掲載しているとおり、全て合わせて101カ所に設置されているところであります。

保守点検につきましては、基本的に設置している施設の責任において実施しているところです。なお、教育施設である小中学校にあつては、全ての学校にAEDを設置しており、保守点検については、リース契約会社が行っているところでございます。

他の施設等につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

町立と私立の保育園には、全てAEDの設置がありまして、消耗品の保守点検も実施はされております。

また、町内にある民間の高齢者や障害者施設の設置については、全ての事業所の確認はできておりませんが、町が直接かかわりを持っております社会福祉協議会や百々千園、椿園、なぎさホームにおいては、設置と保守点検が適切に行われていることは把握しております。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

観光課所管の施設におきましては、白浜会館、崎の湯浴場、白良湯浴場、牟婁の湯浴場、計4カ所に設置してございます。保守点検につきましては、担当者が確認をしてございまして、それで4カ所いずれも平成21年9月に購入しております。ですから、バッテリーは5年交換というようになりますので、ことしの9月に交換させていただきました。それからパッドについては、年明け1月にいずれも交換する予定になってございます。

以上です。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

役場本庁舎におきましては、1階の住民保健課窓口横に平成24年10月にAEDを設置しております。保守点検につきましては、異常を示す表示が出ていないか確認しております。また各消耗品の交換日が近づいてまいりますと、メーカーから消耗品の交換に関するお知らせが届くことになっております。

本庁舎に設置しているAEDにつきましては、パッドが平成27年7月末、バッテリーが平成27年9月末で交換時期となっております。

以上です。

○議 長

番外 国体推進課長 廣畑君

○番外 (国体推進課長)

国体競技会場等へのAEDの配備ですけれども、国体前半に開催されますソフトテニス、そして卓球競技は、競技会場3カ所と練習会場10カ所、合わせて13カ所を、そして、国体後半に開催されます空手道競技につきましては、競技会場1カ所、そして、アップ会場を含む練習会場を3カ所、合わせて4カ所について、こちらにつきましては、常時設置ではないため、保守点検の必要はないわけですが、それぞれの国体の期間と全ての会場数をレンタルで対応するように予定しております。

○議 長

番外 消防長 古川君

○番外 (消防長)

消防本部では、ホームページや救命講習時に日常点検の重要性や消耗品の使用期限について説明をしています。また、対象物調査や救命講習で、施設に出向いた際には、日常点検と合わせて、消耗品の使用期限の確認を行っているところでございます。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番外 (住民保健課長)

住民保健課所管のAEDの設置状況につきましては、中央保健センター、美之浦保健センター、川添診療所に設置しております。消耗品等の点検につきましては、適切に実施しております。

また、町内の病院・診療所のAED設置条件につきましては、全てについては把握はできておりません。一部把握できてございます。

○議 長

10番 廣畑君 (登壇)

○10番

101カ所の設置だというふうなことで、ほぼ保守点検がされておるといふふうなことです。まだ、役場の手の届かないそれぞれの個別に持たれているところについては、全体を通したら、まだそういうことにはなっていない部分があるよというふうなお話していただきました。

やはり、このAEDにつきましては、少し古い話になりますけれども、ことしの夏の話であります。テレビニュースで、本年6月に、ことしの甲子園を目指して練習していた山形県の高校生が、夜間の練習中に突然倒れなくなると。そういう報道に接しました。その学校にはAEDは設置されていましたが、夜間でもあり、設置場所には施錠されていたというふうなことであります。設置されていても使用できなかったと。

さぞ、関係者の方は、悔しい思いをしたというふうに察するわけですが、やはり救急車を連絡して、そして、救急車が来るまでに、こういったAEDを、意識がないときに使用をしていく。これはほんまに効果的であるというふうなことを、僕自身も、もう大分前になりますけれども、6年ほど前にAEDの講習を消防の職員に受けました。やはり、こうした講習を受けるということは、ほんまに大事であるなという認識は持つわけです。

そういった認識のもとで、5年も6年も、再び再度の講習は受けてないわけなんですけれども、もう忘れてしまうことが多いわけですね。だから、ほんまに、この高校生の若い命、そばにあれば、バットでドアをたたき破ることはできんわけですけれども、そばにあれば、救急隊が到着するまでに助かったん違うかなというふうに思うわけであります。

町内の学校や体育館、それぞれの事業所などに設置しているAED、その施設、事業所の利用時間帯の方が一の事故時、事業所が開いてある中で万が一、例えば、学校でそういったことが起こったときには、AEDの使用で救急隊に引き継がれる。救助できる。そういうことができるわけでありますけれども、施設、事業所の近くやとか、屋外で発生した事故への対応、もちろんその設置しておる公共施設などでは、使用できなんだという責任はないわけなんですけれども、私たち社会活動をしておる、行き来をしておる人間にとって、どこどこにAEDがあるんだということが、頭に入っておれば、それを取りに行ってもら。自分を取りに行くのではなしに、誰かに取りに行ってもら。救急車を呼んでもらう。そういった対応ができていく、そういうふうに思うわけあります。

また、観光地としての白浜町、景勝地などがたくさんあります。こうしたところで、事故に遭遇したときに、まず救急隊を呼んでもらう。そして、近くのところへ、このAEDを取りに行って活用する。近くであればですね。そういうふうな手順。住民や事業所に、どのように啓発をして、救命救急講習、そうしたものを実施しておりますか。このことについてお尋ねをします。

○議 長

番外 消防長 古川君

○番 外（消防長）

応急手当の普及・啓発、AEDの使用についてですが、白浜消防本部では、白浜町応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき、普及啓発活動を行っています。応急手当の指導項目にあっては、応急手当の必要性、心肺蘇生法、それと、先ほどから言われているAEDの使用法、大出血時の止血法、異物除去法の5項目です。これらは全て、命にかかわるといふ応急手当となっております。

普及講習の種類については、普通救命講習及び上級救命講習、並びに救命入門コースがあります。また、普通救命講習につきましては、毎月2回、第2、第4日曜日に実施しているほか、受講の希望があれば、その都度実施しております。

目の前で、心室細動という致命的な不整脈により人が突然倒れた場合、救急車やAEDの到着を待つ何分かの間に、まず、胸骨圧迫、心臓マッサージをするというのが重要になります。救命講習では、その必要性和胸骨圧迫の仕方からAEDの使い方、そして、大出血時の止血法と異物除去法までを理解していただき、実技を習得してもらいます。

なお、啓発につきましては、ホームページや町広報誌に掲載しているほか、火災予防週間中の行事の案内とあわせて、町内会、宿泊所、学校、福祉施設に救命講習の案内、及び救急車の適正利用について郵送し啓発しております。

また、応急手当の啓発活動状況ですが、平成21年から平成25年まで、過去5年間の救命講習回数は、408回実施しております。年間の平均回数は約82回となっています。また、受講人員にあっては8,922人、年間の平均人数は約1,784人です。各年の受講人員にはばらつきはありますが、応急手当の普及啓発という点では評価できると思わ

れます。さらに、普及啓発に努めてまいりたいと考えています。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

消防長からる啓発あるいは講習について、ご説明をしていただきました。なかなか、講習を受けて、そして実際にそれが役立つか、役立たんかというのは、ほんまに勇気が要ることです。心臓マッサージをしながら、マウスツーマウスをしていくということについて、やはり抵抗がある場合もありますし、やはり僕らも5年、6年前に受けてからまだ受けてないわけなんですけど、そういったことを、ほんまに受けていかなんだら、人ごとのように思うようになっていくん違うかなというふうに思います。

過去にも、やはり自分で何回か、自分でそういう場面に遭遇したこともあるんですけども、なかなか、よっしゃということにはなってなかったというのが実態です。だから、自分のそういったマイナスの面、過去の面も含めながら、こういった点、AEDの講習などについて、多くの方が受講されていますけれども、さらなる啓発、それから実践、講習、そういったことをお願いしたいなというふうに思います。

そうして、このAED、場合によっては、事業所等の営業、就業時間内の町民の利用も可能ですが、夜間が利用できる場所がないように思います。この消防のホームページを見ますと、1カ所のコンビニで設置しているところがあるわけなんですけれども、そういった先進的なコンビニが白浜町にございます。そういったところにならって、提案でありますけれども、24時間営業のコンビニに設置させていただく、こうしたことはいかがでしょうか。コンビニには必ずあるよということが、僕らもコンビニを利用するわけなんですけれども、そこへ行ったら必ずある。24時間やっておる。こういう中で、講習を受けた者が、そこにあるということを知っておれば、近くで事故があれば、それを利用していく。貸していただける。そういったことができる。すごく幅が広がる。もちろん道路もよくなって、国体までにフラワーラインができますけれども、10分もかからんうちに、消防から中、栄、東富田ぐらいへ来るんですけれども、この10分間にやはり救うことができるというふうに思うわけです。

そうしたこのコンビニに、町としてお願いをして置いてもらえないか。全国的な取り組みも始まっているようですが、どうでしょうか。この点について、答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

議員からご提言いただきましたとおり、夜間休日24時間営業で利用できる体制づくりの必要性を認識しているところでございます。現在、白浜町におけるコンビニ店で、AEDを、先ほど議員がおっしゃれたとおり設置していただいている店もございます。また、他府県の市町村においても、24時間営業のコンビニ店に注目し、設置していただいているところもあると聞き及んでおります。この件につきましては、周辺市町の動向に注視しつつ、費用対効果も考慮しながら調査・研究させていただきたいと思っております。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

課長から、先ほども言いましたけど、コンビニもあるよと。やはりそういうことも周辺を見ながら考えていくというふうなことですけれども、ほんまにこのことについては、大事であるなど。

夏場の人がふえるので、やはりこちらの白浜のほうでも、もちろん消防署から5分ぐらいには道へ行きますけれども、その消防署の救急隊が来るこの5分の間に、そこにあれば、それを利用する、講習を受けた者がおれば利用する。よそから遊びに来た人、観光で来た方も、そういう救急救命のそういう講習を受けておる。そういうことがあれば、うまいこと条件が合えば、ほんまに助かる命、社会復帰できると言いますか、僕も、よくわからんですけども、障害が残らずに、普通に活動できていく。その後も活動できている。やっぱりそういったことを、手当てをしていくということが大事であるん違うかなというふうに思うわけです。ぜひ、その辺、前向きに検討していただきたいと思います。

それから、次に、AEDの貸与について、貸し出すよということについて、お尋ねしたいと思います。毎年、町の取り組みでさまざまなイベントや教室が行われています。住民の皆さんも、グループ等で海や山に繰り出していきます。そうしたときに、このAED、大体2キロから3キロだそうです。このAEDを携帯する、安心・安全を携帯する。そうした取り組みができないでしょうか。このことについて、答弁を求めます。

○議 長

番外 消防長 古川君

○番 外（消防長）

消防本部では、救急車に搭載しているAED以外に、各署1台ずつ配置しておるところでございます。以前は、消防職員が参加する町内のイベントへの貸し出しをしていたこともありますが、現在、貸し出しは行っていません。

その理由は3点あります。1つ目は、救急車が出動中に、さらに別の救急事案が発生した場合に対応するために、予備に置いております。2つ目は、多数の傷病者が発生する交通事故であるとか、そういう現場で必要なときに対応するため。3つ目は、白浜町内での施設等、101カ所にAEDを置いておるところでございますが、その施設のAEDを使用した場合、検証医師が行う事後検証というのを、今、体制できていますので、そこへデータ報告が必要となってきます。データ抽出が必須となっておりますので、その抽出期間の代替機として使用するため、以上の3点の理由によるものでございます。

以上です。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

消防本部で、今おっしゃったいろんな事故のときに、代替で使ったり、いろいろまだいろんな事故のときに置いておくよ、貸し出しはできひんよというふうなことであります。

しかし、先ほども、国体でも貸与する、レンタルをする、あるいは学校もレンタルでやっているよというふうなことであります。その気になれば、貸与、ちょっとお聞きしますと、1台月6,000円ぐらいの予算を組んでおればいけるよというふうなことをお聞きしたんですけども、1台で月6,000円程度です。そうしたものを、やはり何台か、消防本部

だけではないに、観光課であるとか、総務であるとか、どこが管理するかは別にしまして、そうした貸し出しの規定などもつくって、これ、よその自治体ではこうした貸し出しの要項をつくって貸し出しておる自治体もおるんです。

やはり町民を、あるいは、お客様の命を守っていく、救急車が到着するまで守っていくという全てがなかなかそうはなりませんけれども、啓発と講習をしながら、そうした機器も充実をしていく。買わなくてもレンタルでいく。そしたら、保守点検も皆やってもらえる。こうしたことをやっぱりストックしておいて、さまざまな行事のときにも使えていく。こういうことがやはり可能でないんかと。そのように思うわけです。

このことについて、再度、もっと前向きに、ことは人命にかかわる問題です。倒れたときに障害などが残らんように、すぐに心臓を持たしていく。こうしたことができるんです。だから、全国的に広がっていているわけですね。そういったことも踏まえて、再度、ちょっと答弁を求めたいと思います。町長、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

廣畑議員から、今、非常に前向きなご提案をいただきました。

このAEDの普及につきましては、町としましても、今は101カ所ということでございますけれども、特に、今設置している箇所だけじゃなくて、今、ご提案いただいたコンビニ等での、これが活用できないか。設置ができないかということも含めて、あるいは、白浜町が今開催しておりますいろんなイベント、催しものがございます。

その中でも、具体的に言いますと、さくらまつりですとか、南紀白浜トライアスロン大会ですとか、オーシャンサーフチャレンジ in 白浜ですとか、そういったいろんなウォークイベント等にも使われておりまして、借り入れて利用しておるんですけれども、今後、もう少しふやしていきたいなど。そういった機会をふやしていく、この取り組みも必要であろうかと思っております。

私も、個人的には、このAEDについては非常に思い入れがございまして、と言いますのも、まだ町長になる前の、今から7年前でしょうか。ちょうど、白浜町出身の高校生が田辺高校でテニス部に所属しておりまして、その高校生が心室細動を起こしまして、不幸にもお亡くなりなられたというふうな経緯がございまして、そういったことがありまして、AEDの普及がそれ以降、進んできたという経緯がございまして、非常に強い思い入れがございまして、

ですので、やはり町としましては、ただ単に設置するだけじゃなくて、どういうところに今不備があるのか。どういうときに必要なのかということ、先ほどご指摘いただいたように夜間は確かにかなり手薄になるということもございまして、このイベントについても、各イベントの、もう一度利用状況ですとか、あるいは必要な部分は、どうしてもこれは貸し出しを、レンタルしていくというふうな必要がございまして、今後、前向きにといひますか、もう積極的に取り組んでいきたいというように思っております。

○議 長

10番 廣畑君(登壇)

○10 番

大変、前向きな町長の答弁でありますので、ぜひ消防本部とも連携しながら取り組んでい

っていただきたいというふうに思います。

このことについては、これで終わります。

○議 長

それでは、1番のAEDの普及と点検、事業の啓発の質問は終わりました。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

2つ目の通告しておる介護保険についてと、それから3つ目のジェネリック医薬品の普及について、先に、ジェネリック医薬品の普及についてで質問したいのですが、よろしいでしょうか。

○議 長

それでは、2点目に、ジェネリック医薬品の普及についての質問を許可します。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

ありがとうございます。

ジェネリック医薬品の普及についてということで、質問をさせていただきます。

ジェネリック医薬品は、皆さんご存じのように、先発医薬品の特許が切れた後に、それと同じ有効成分で製造・販売される医薬品とのことであります。先発医薬品より3割から5割程度安く設定することができるというふうなことであります。だから、町の国保会計も医療費抑制というふうな立場から、ジェネリック製品の処方を奨励し、患者の、私たち住民の立場からは自己負担の軽減のために処方してほしいと、そういった希望もございます。

県でのこの普及率、あるいは町の普及率がわかれば、どのぐらいでしょうか。まず、このことをお聞きします。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

ジェネリック医薬品につきましては、議員もご承知のとおり、先発医薬品に比べて薬の値段が一般的に安くなるため自己負担額の軽減になり、医療費の抑制にもつながるため、被保険者に活用を呼びかけているところです。

この率につきましては、ジェネリック医薬品の利用は、白浜町では40%となっており、県の平均では48.3%となっております。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

町は、まだ40%であると。県は48。大体半分、50%に近くなっているよというふうな様子であります。やはり、同じ効果があれば、私たちにとっては安い薬のほうがええんかなというふうに思うわけです。役場の係のところで、これをもらってきたんですけども、なかなかこのジェネリックにしてよというのが、お医者さんとこの相談をしてするわけなんですけれども、こうしたカードがあって、診察のときに提示をするというふうなことであります。僕は、これは使ったことはないんですけども、やはり、医薬品を希望した、処方されなかったということもありますので、患者が希望したけれども処方されなかった。

こうしたことについて、医療機関の側とどのような協議を行っておりますかというふうなことが1つと、それから、町民啓発ですね。これを持って行けば、自分でしゃべらなくとも、これを出せばええというふうなことがあるわけなんですけれども、そうしたことについてお尋ねをします。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

町では、先ほど議員がおっしゃったように、ジェネリック医薬品の希望カードというのを窓口や支所に備えつけてございます。医者や薬剤師に、そのカードを見せることにより、被保険者がジェネリック医療品を使いたいという意思表示ができるようにしてございます。

また、ジェネリック医薬品に切りかえることにより自己負担額が幾ら軽減できるかのお知らせを国保連合会に委託しまして、平成24年度より実施しております。この送付対象者は、40歳以上の被保険者で約600人でございます。通知対象の医薬品は、強心剤や不整脈溶剤、血圧降下剤等の生活習慣病に関するものが主でございます。ジェネリック医薬品に切りかえることにより、1カ月の自己負担額が100円程度以上の差が生じる方に、年2回通知してございます。

ジェネリック医薬品を希望したのに処方されなかったということも、先ほどちょっと言われていたんですけども、全ての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではなく、また、特許の有効期間中であつたり、医師の治療方針等により、被保険者が希望しても切りかえができない場合もございます。また、効き方や副作用が異なる場合もあり、ジェネリック医薬品へ切りかえを許可する場合には、主治医の先生とか薬剤師さんに相談して利用を啓発しているところでございます。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

課長からる説明がありました。やはりいろんな状態の患者さんがおりますし、一概にはそうだと思います。しかし、医師と患者の関係がよくないと、うまく言えなかつたりというふうなことがあるわけなんですけれども、その点、十分理解をして、そうした役場の係と、それからお医者さん、あるいは看護師さんの代表、そうした協議会などがあるとは思うんですけども、そうした中で、十分このことも話題に乗せていただいて、住民、患者が安心して相談できる、そういう体制をつくっていただきたい。担当者として、住民の立場に立ってものを言っていたらきたいと、そのように思いますが、課長いかがでしょう。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

医師、歯科医師、薬剤師にも入っていただいている保健事業の会議等もございます。そのときに、今まででもお願いさせていただいていたんですけども、ジェネリック医薬品の使用のお願いをしているところでございます。今後、また会議があつたときには、またお願いしたいと考えてございます。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

なかなか処方箋のひな形というのか、そういうのをちょっともらったんですけども、やはりそういったジェネリックの薬を使うときには、やはり医師のこの署名があったり、なかなか厳格にしておるようでございます。ぜひ、そうしたことも踏まえて、協議をしていただいて、患者の立場に立ったそういう協議ということ、議論していただきたいなというふうに思います。

このことについては、これで終わります。

○議長

それでは、2点目のジェネリック医薬品の普及についての質問が終わりました。

3点目の介護保険第6期事業計画の質問を許可します。

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

それでは、時間の配分もできましたので、最後、介護保険第6期事業計画についてお聞きしたいと思います。

来年の4月から、介護保険第6期目に突入していきます。2000年に介護保険制度が始まりまして、もう今年度で15年を経過するわけなんですけれども、当初は介護保険が新しくできて、どんどん、どんどん保険料を払うんやから、皆使わなあかんでというふうな雰囲気、僕自身もそういう雰囲気の中でやってきたわけなんです、ここへ来て、15年を経過して、今までの大分いろいろ変わってきたようであります。

ことしの6月に、医療・介護総合法、これが成立しました。多くの高齢者を介護サービスの対象から除外をして、入院患者の追い出しをさらに強化するなど、公的介護・医療保障を土台から掘り崩す。私は、大改悪法と、このように思います。続く7月にこの総合法の具体化に向けたガイドライン案では、介護保険の要支援者の多くは、日常生活行為は自立しているとして、掃除や買い物などの生活行為に困難があるのは、動機づけや周囲の働きかけの問題であると、このように規定をして、掃除であれば、掃除機からほうきに、買い物であれば、かご付きの歩行車の活用で、そういったことで改善でき、そのようにして、要支援者の自立意欲の向上を図るべき、このようにガイドラインでは書かれております。

高齢者が要支援状態に至る原因は、病気、けが、障害、認知症など、さまざまであります。意欲さえあれば困難はなくなると決めつける。こうしたことは驚くべきことでもあります。要支援者の意欲、能力を引き出すには、支援する側とされる側という画一的な関係から脱却し、介護予防に努め、住民相互の助け合いに積極的に参加し、より重度の高齢者を助ける、支え手となることを要支援者に、このガイドラインの中では求めております。

これまで、全国一律の保険給付から市町村事業に変わることで、地域の実情に応じた効果的なサービスが受けられるようになる。このように言って、あたかもサービスが向上するかのようには宣伝してきましたけども、具体化が始まりますと、漫然とサービスを受けることは許さない。要支援者は自立せよとの哲学、こうしたことで、市町村に介護給付費の抑制を要求して、低廉なサービスの利用普及、認定に至らない高齢者の増加、そして、自立の促進などサービス切り捨てによる給付費削減が、この来年へ向けての制度改革の本質であると、私は思います。

さて、介護3以上の方でなかったら、特養入所が原則、こうしたことが問題などもありますけれども、まず、ここでは要支援1、2の方についての、来年度どのようになっていくのかということで、お尋ねしたいと思います。

介護予防給付、すなわち要支援1、2でありますけれども、訪問介護、通所介護、ヘルパーさんを頼んだり、それから、デイサービスです。を、この介護保険給付から外して、町が実施する地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合事業、これへ向いて移行されようとしています。ここでは、ヘルパーさんに来ていただいて、生活の支援を受けたり、週1、2回デイサービスに行って、お風呂に入って、知り合いと会うのを楽しみにしている。そして、非該当の方たちと一緒にサービスを受けるのは困難があるように思います。実際、要支援2で、週2回デイサービスに行っていた人が、要支援1に認定が下がって週1回の利用になって、いつデイサービスに行くのか曜日がわからん。なぜ、1回しか行けんなどというふうなことが理解できない。混乱をしていく。家で寝ている時間が多くなる。認知症が進んだ。そういう方もおられます。

地域支援事業でどうなるのか。不安が大きいというふうに言われています。新しい介護予防、日常生活支援総合事業、介護に進まないように自立へ、またはできるだけ現状を維持していく、こうした要支援1、2の方に対する施策について、町はどのように考えているのでしょうか。

来年4月からこの事業が始まりますけれども、切り捨てられる利用者の声を反映して、どのように事業を実施していきますか。第6期の策定委員会でのこの議論も踏まえながら、お答えいただきたいというふうに思います。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

介護保険制度改正に伴う要支援認定を受けられた方の介護サービス移行に関する課題について、ご質問いただきました。

現在、要支援の方が介護サービスを利用される場合は、悪化しないように、自立支援に向けた介護予防プランを地域包括支援センターが作成し、それに基づくサービスが提供されております。

新しい総合事業では、介護予防・生活支援サービス事業として、現行の訪問介護や通所介護に相当するサービスのほか、住民ボランティア等による体操等の活動、また自宅における見守り、軽度な家事援助など、多様なサービス等が想定されております。

町としましても、新しい枠組みの中で給付の効率化や適正化を図り、ヘルパー支援やデイサービスが必要な方には、継続して利用していただけるよう、サービス提供事業者の確保等に努めてまいりたいと考えております。

総合事業への移行にあたりましては、まず事業内容や実施方法等を整理しまして、既存のサービスは地域資源等の有効活用などの体制整備を図るための検討を始めております。

開始実施時期につきましては、市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能とされておりますので、近隣市町と情報交換しながら、また、現在取り組んでいただいております介護保険事業計画作成委員会において、ご協議をいただきながら、円滑な移行に向けた取り組みを進め、利用者の方々にもわかりやすい説明ができるよう努め

てまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解をお願いしたいと思っております。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

民生課長から、現状をどのように考えているかということでお聞きしましたけれども、幾つかの点でやはり、先ほども言いましたけれども、介護の、この切り捨てといいますか、保険給付ではなしに、地域支援事業を町へ振っていく、全国一律の保険給付ではなしに、町のいろんな総合事業、総合事業というてもなかなか、今、白浜町で行われておる地域支援事業の中へ組み込んでいくということなので、やっぱりちょっと少ないように思いますし、この間、実は、和歌山でそうした先駆けて、モデル事業としてやっておるところの発表というのか、そういう説明を聞きに、こんなあると言われるので、誘われたんで行って来たんですけれども、そういうところもやっているんですが、やはり、ボランティアにすごい荷がかかっていたりしているわけですね。そういった実態が、やはり白浜町内にも日ごろから、今までの中で、何にもないとは言いませんけれども、今、社会福祉協議会のボランティアの中でも高齢化が、20年前はまだ体力もあるし、気力もあるしという方が中心できておるわけですね。そうした、次の世代といいますか、どんどん、どんどん、そうしたグループに入っておればいいんですけども、なかなかそうしたことが継続されていない現状があるわけです。

そういう中で、一律に、よそがボランティアやっておるから、そして、その中で、この要介護度が、全国の平均よりも、例えば、要介護度の認定率が全国平均が17.3%、この愛知県の町では11.9%。かなり低いんですね。つまり、いろいろやっておる中で、こういう結果が出ておるんですけども、なかなかそういうところのことにはならぬ。やはり町が今までやっておる中で、どういうふうにしていくのかというのがあるので、先ほど課長が言われたけれども、条例化をして、先延ばしをしていく、昔からよく言われるんですけども、介護保険は走りながら考えていくというようなことをよく言うんですけども、ほんまに今、4月以降、すぐに移行していくということは、なかなか無理があるというふうに思います。

法律ができたので、その法律でやらんなんとは思うんです。それは、僕らは反対なんですけれども、でもやらんなん。その現実がある。やっていかんなん現実がある中で、やはり、今のサービスをほんまに、この期限内でできること、条例をつくって、2年先延ばしにしていくというふうなことができていくのであれば、やはりそのことを十分審議会ですか。介護保険の提起をして、やはり要支援の今の1、2の人が、同じように行けるように組み立てていただきたいなというふうに思うわけです。そのことを思います。

次に行きます。多くのこの1号被保険者が関心事である保険料ですね。この保険料について、また、どのぐらいになるのかなと、過去15年の中では、高過ぎたりというふうなこともありました。そういう中で、高齢者の皆さん、年金生活をされている皆さん。年金が減らされていく。あるいはまた、今のこの税と社会保障の関係で、消費税も上がっていくようになる。そういう中で、保険料、また、上がっていくというふうになっていくのか。据え置いていくのかというふうなこと、このことについては、皆さん、1号被保険者は、関心事であります。そうしたことについて、どのように設定をしていくのか。また、利用料も1割負担から2割負担へなるんやよというふうなことも言われておるわけです。保険料も上がっていく、利用料も上がっていく。こうしたことについて、どのように議論をしてきておるのか。

どのように設定をしておられるのかということについてお聞きします。

○議長

番外 民生課長 中村君

○番外（民生課長）

まず最初に、第6期の介護保険料につきましては、高齢者人口が年間、現在150から200人増加しております。そのことに加え、サービス利用者の増加等にもよる給付費の増加、また、第1号被保険者負担率の変更などにより、現時点での保険料基準額の試算では、月額数百円程度上昇するものと推計しております。

なお、低所得者の保険料軽減強化によりまして、所得段階が第1段階から第3段階の被保険者の方々の実際の負担額は減少する予定です。

第6期は、高齢化率は増加しますが、最近の認定率の推移を見ますと、この先、認定率は減少するという、比較的元気な高齢者が多く見込まれる計画時期となっておりますが、団塊の世代が後期高齢者を迎える平成37年を見据え、介護保険制度の、その持続可能性確保のため、適正な保険料設定が重要となっております。

今後、被保険者の方々の負担を最小限にするために、保険料の上昇抑制を検討していく考えではありますが、最終的な保険料は、この後の介護報酬の改定、介護給付費準備基金の取り崩し等を踏まえて判断していきたいと考えております。

次に、利用者負担の変更の件ですけれども、平成12年に介護保険制度が始まって以来、原則1割負担での利用となっておりますが、来年度より一定以上所得者の利用が2割負担に変更されます。

平成27年8月の施行となるため、正確な対象者数を、現在の時点で申し上げることはできませんが、現在の推計をご報告させていただきます。対象者は、合計所得金額160万円以上の所得を有する本人のみとなっております。白浜町では第1号被保険者のうち、上位所得者の12%程度が対象となるものと思われれます。この上位所得者とは、保険料の段階、11段階階層のうち、主に7段階の半数と、8から11、そこから上、8から11段階の該当する方と思われれます。

なお、現在サービスを利用している方は、第1号被保険者のうち16%程度となっております。また、同一世帯内の1号被保険者の年金収入と、合計所得の合計が346万円未満の場合、世帯としての負担能力が低いとして1割負担に戻されることや、高額介護サービス費の適用により自己負担額の月額上限が3万7,200円から4万4,400円となることもあわせまして、実質的には自己負担が2割となる対象者は、先ほど申し上げました上位所得者の12%程度よりも減少するものと思われております。

○議長

10番 廣畑君（登壇）

○10番

数字で大分言うていただいたんですけど、また、詳しくその辺を教えてくださいなと思いますが、月額、やはり数百円、数百円と言うたら幾らでしょう。200円、300円、400円ぐらいになるのかな。月、例えば300円上がったとしたら、12カ月ですね。掛ける10で3,600円、保険料が上がるというふうなことであります。そういうことで、ほんまに1号被保険者、年金で生活をされておる方については、もちろん現役世代もそうです

けれども、なかなかほんまにやりにくいな、大変やなというふうに思うわけでありませう。

この辺、やはり設定する際には、慎重にというのか、なかなか事業量を予測していくのは難しいと思うんですけども、そうしたことも入れながら、なるべくあまり幅が多くならないようにしていただきたいなと思うわけでありませう。

それから、あんまり2割になる方については、少ないでと。実際利用する人も16%程度であるというふうなことでありませうけれども、年金額が1人で、本人の所得が160万円というふうなことでありませうけれども、やっぱり今、ほんまに、物が高くなっていく中で、なかなか難しいな、生活しにくいなということでもありませう。法律でできてしもたら致し方ないんですけども、なかなか、よっしゃと言わんことでありませう。

続いて、低所得者の対策としてどのように取り組まれていかれていくのか。このことについてお尋ねしませう。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

低所得者対策につきましては、先ほども申し上げましたとおり、来年度より第1号被保険者の保険料軽減が強化されませう。非課税世帯の第1号被保険者である所得段階が、第1段階から第3段階までの対象者について軽減を行います。

軽減幅は、今回の増税延期のため、財源確保状況により、まだ未確定となっておりますが、現時点で示されておる案としましませうは、第1段階の保険料は、現在規準額に対し、掛ける0.5なのですが、これが基準額掛ける0.3に、第3段階の基準額0.75が、基準額の0.5から0.7に軽減される予定となっております。これは、白浜町が独自に支給しておる介護保険料の4分の1に相当する額である高齢者生活支援手当よりも、負担軽減率は高くなっております。

今後、この軽減幅が現在の案よりも少ない場合など、負担軽減が強化されない場合は、高齢者生活支援手当により、引き続き低所得者対策に取り組んでまいりたいと考えておるませう。

○議 長

10番 廣畑君（登壇）

○10 番

町独自の制度、福祉的な制度もありますのでというふうなことでせう。ぜひ、低所得者の対策については、ほんまにもう少し、できれば要綱で改正をしていくというふうなことも考えてみてはどうかと思います。大変でありますので、そういった点も検討していただきたいと思ひませう。

続いて、最後ですけども、やはりこれは町長にお尋ねしたいんですけども、先ほどもありましたけれども、要支援1、2の方の全国一律の保険給付でやらんと、町の地域支援事業でやっていく。そういう中で、いろんな民生委員さんであるとか、地域のいろんな人材を引っ張り込んでいくというのか。そういうふうなことについて、なかなか僕ら異議があるわけです。

ボランティアの皆さんとか、それから、民生委員さんであるとか、福祉の委員さんであるとか、それぞれの本来の地域福祉のあり方とか、そうした福祉のことで民生委員としてどの

ように活動していくのかとか、それぞれの個別の地域づくりにどのようにかかわっていくのかという問題があります。やはり、介護の専門職員を充てていくというのが、やっぱり本来の方向であると思うわけです。それで、小手先のこの軽減策ではなしに、国庫負担の増額について、町として要望していくというふうなことが必要であるというふうに思います。

聞くとおきよりますと、ことし、今の与党が、自民党、公明党が、この国庫負担を10%引き上げるよというふうなことを委員会と言うたというふうなことでありますけれども、こうしたことはまことにええことやと思います。国庫負担の増額、これをやっぱり町としても要望していく必要でないかなというふうに思うんですが、町長、どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

議員ご指摘のように、我が国はもう、今は高齢化社会と言いますか、もう超高齢化社会になっております。白浜町も超高齢化社会の中に入っております、少子高齢化はもう避けられないということの中で、特に高齢者の皆さんが、地域で安心して、元気で暮らせるような施策を、これからも実施していかなければならないというふうに、強く感じております。

その中で、白浜町におきましては、介護予防や生活習慣病の予防等の各種事業にも積極的に取り組んでいるところでございます。より一層、高齢者の社会参加の促進、あるいは重度化の予防の推進に加えて、地域で見守り、そして支え合う体制づくりの推進が何より重要であるというふうに考えております。

専門的な技術や能力等にかかわらず、お住まいになっている地域での身近な存在として、ボランティアの活動、これも大変重要な、貴重な地域資源の一つとして認識しております。町民の皆様が、より住みやすく、よりよい環境、地域づくりのため、関係機関等のご理解ご協力を賜りながら、地域福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、国庫負担の増額につきましては、本年の26年7月に全国町村会におきまして、平成27年度の政府予算編成及び施策に関する要望がありました。そして、要望の中には、給付費の国費負担のうち5%が調整財源とされている分につきましては、国の負担のうち、5%が調整財源とされていますけれども、これを外枠として算定するということと、それから今後も、引き続き算定基準に介護保険施設の定員数を加味すること等が盛り込まれております。

今後、こういったことが恐らく国のほうで検討され、そしてまた実現に向けて、我々としても、もっともっと強く声を上げていきたいなというふうに思っております。

いずれにしましても、高齢者の皆さんが安心して暮らせるようなまちづくり、地域づくりを白浜町としては積極的に取り組んでいく必要があるかというふうに思っております。

○議 長

10番 廣畑君(登壇)

○10 番

基本はやっぱり、国がもっと、最初出してあったぐらいの当初の、2000年に介護保険つくったときに出してあったぐらいのお金を出していくというふうな、国庫負担を総額していくというようなことが必要やなというふうに思います。

それから、地域福祉の問題があるわけなんですけれども、地域でNPOやとか、ボランティア、それから民生委員や自治会とか社会福祉協議会など、多様な担い手によるこの地域福

祉、それから訪問や対話での高齢者の孤立を防いで、年中行事や交流によってコミュニティを維持していく。本来の役割をその方たちが発揮をしていくというふうなことが大事であるん違うかなというふうに思います。

それを、保険給付の肩代わりにしていく、動員をしていく。こういうやり方では、利用者のニーズは満たされない。担い手は加重負担に苦しみ、地域の貴重な資源を損なうだけであるというふうに思うわけであります。その辺をやっぱり重く受けとめながら、来年度へよりよい、今も町長が言われたけれども、よりよい地域づくりといいますか、この介護保険を支えていくことをせなあかんのと違うのかなというふうに思います。

とにかく加重負担にならんように、担い手づくりということでありますけれども、そうしたことを申し述べまして、私の質問を終わります。

○議 長

以上をもちまして、廣畑君の一般質問は終わりました。

これをもって一般質問を終結します。

本日はこれをもって散会したいと思います。

次回は、明日12月19日、金曜日、午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は、12月19日金曜日、午前10時に開会いたします。

開会時間に、お間違えのないようよろしくお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、16時08分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成26年12月18日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員